

採石法施行事務の手引

(改訂版)

令和 8 年 4 月

山形県産業労働部産業創造振興課

目 次

第 1 章 採石法の体系

第 2 章 採石法の概説

第 1 採石法の制定理由	5
第 2 採石法の概要	5
第 3 岩石の定義	7
第 4 採石業の定義	8
第 5 採石法の一部適用除外	9

第 3 章 採石業者登録事務

第 1 登録の申請	11
第 2 事務処理工程	12
第 3 登録の拒否	12
第 4 採石業者の地位の承継	13
第 5 登録事項の変更届	15
第 6 廃止の届出	15
第 7 登録の取消し	16
第 8 業務管理者	16
第 9 登録申請添付書類様式等	17

第 4 章 採取計画の認可等

第 1 採取計画の認可	35
第 2 採取計画の認可等に係る審査基準	35

第 5 章 採取計画認可関係規則・要領等

第 1 山形県採石法施行細則	39
第 2 山形県岩石採取計画認可事務取扱要領	45
第 3 採取計画認可申請書作成要領	92
第 4 添付図面等記載例	115
第 5 岩石採取場景観適正化指導指針	125

第6章 災害防止のための監督及び命令

第1	認可採取計画の変更命令	129
第2	緊急措置命令等	129
第3	譲渡したたい積物等の管理	130
第4	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令	130

第7章 その他の規制

第1	標識の掲示等	131
第2	帳簿の備付け等	131
第3	情報の共有	133
第4	採取場の立入検査	140
1	岩石採取場等立入検査実施要領	140
2	採石法違反者措置要領	148
第5	採石法関係手続きに要する手数料	152

参 考 資 料

採石技術指導基準

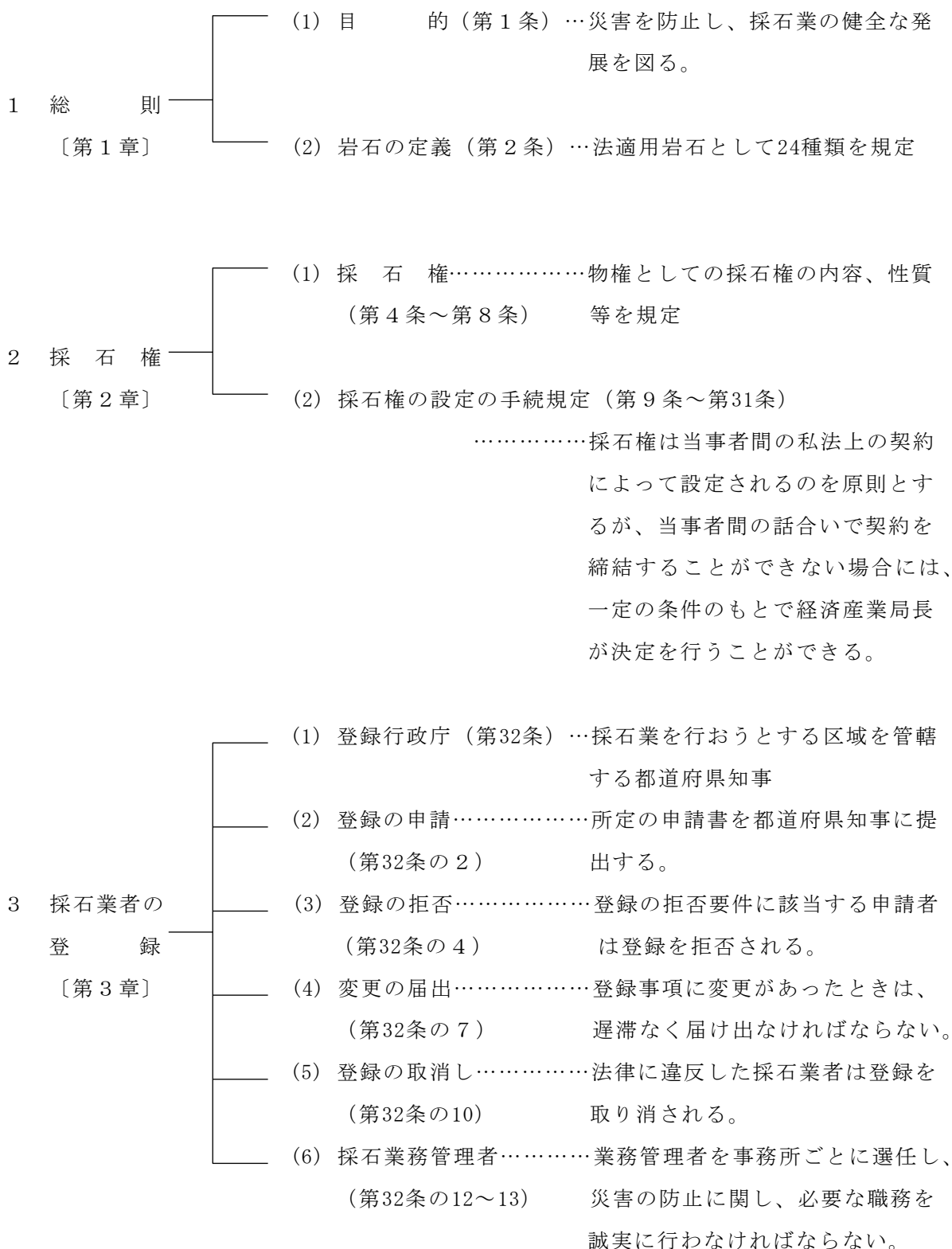
凡 例

本書に使用した関係法令及び山形県規則等の略称は、次のとおりである。

法	採石法（昭和25年法律第291号）
施行令	採石法施行令（昭和46年政令第279号）
施行規則	採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）
施行細則	山形県採石法施行細則（昭和46年10月山形県規則第57号）
認可要領	山形県岩石採取計画認可事務取扱要領

第1章 採石法の体系

第1章 採石法の体系



4 採取計画の
認可
〔第3章〕

- (1) 認可行政庁（第33条）…岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事
- (2) 採取計画の認可申請……岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける。
(第33条の2～3)
- (3) 認可の基準……他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。
(第33条の4)
- (4) 市町村長の意見聴取……都道府県知事は、認可に係る処分をするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。
(第33条の6)
- (5) 認可の条件……認可又は変更の認可には条件を付することができる。
(第33条の7)
- (6) 採取計画の遵守義務……認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
(第33条の8)
- (7) 認可の取消し……所定の要件に該当することとなる採石業者は、認可の取消し又は事業停止を命ぜられる。
(第33条の12)

5 監督・命令
〔第3章〕

- (1) 認可採取計画の変更……都道府県知事は、認可した採取計画ではその後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなったと認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
(第33条の9)
- (2) 緊急措置命令……都道府県知事は、災害防止のため必要があると認めるときは、採石業者に対し事業停止又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。無登録、無認可業者等についても必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(第33条の13)

6 土地の使用
〔第4章〕

- (3) 譲渡した堆積物等の管理（第33条の16） ……採取場の廃止又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
- (4) 廃止した業者に対する災害防止命令（第33条の17） ……岩石の採取を廃止した採取場について、廃止の日から2年間は、その採石業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。
- (5) 都道府県知事への通報等（第33条の18） ……都道府県知事は、登録の取消しをしたときは、認可をした指定都市の長に通報しなければならない。

- (1) 使用の目的（第35条） ……採石業者は、事業の実施につき他人の土地を一定の目的のために利用することが必要不可欠であって、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
- (2) 使用の許可（第36条） ……この目的のために他人の土地を使用しようとするときは、経済産業局長の許可を受けなければならない。
- (3) 土地収用の適用（第37条） ……経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権者等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため、公開による聴聞を行うほか土地収用法の規定が適用される。

- (1) 標識の掲示等（第33条の15） ……許可を受けた採石業者は、所定の様式による標識をその採取場に掲げなければならない。
- (2) 鉱業権者との協議 ……採石業を行う土地の区域と鉱区が

7 その他 〔第3章、第5章 ～第7章〕	(第34条)	重複するときは、事業の実施について採石業者又は鉱業権者はお互いに相手方に対し協議をすることができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定を申請することができる。
	(3) 帳簿の備付け…………… (第34条の2)	採石業者は帳簿を備え、所定の事項を記載し、これを保存しなければならない。
	(4) 適用除外…………… (第34条の8)	この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、災害発生のおそれがないとして政令で定める業態の事業を行う採石業者には適用しない。
	(5) 報告の徴収及び…………… 立入検査 (第42条)	経済産業局長、都道府県知事等は、採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採石場等に立ち入り、検査をさせることができる。
	(6) 罰 則…………… (第43条～第46条)	この法律に違反した場合における罰則を規定する。

第2章 採石法の概説

第2章 採石法の概説

第1 採石法の制定理由

採石法は、昭和25年に制定され、翌26年1月31日から施行された法律である。

岩石は、昔から建築用、土木用及び工業用原料として、経済の発展とともに利用が拡大されてきたが、特に戦後は経済の高度成長を支えるための必要不可欠な基礎資源として、重要な役割を担うに至った。

元来、岩石は土地所有権の支配下に属しているため、岩石を採取しようとする者は、事前に自ら土地所有者となるか、又は土地所有者との間に岩石採取に関する債権契約を成立させることが必要であった。

一方、国家的な要請に基づく需要の増大は、供給側に対し、従来よりも水準の高い技術的及び資金的能力を要求することとなったが、土地所有者は必ずしもこの点を満足させる者であるとは限らず、したがって、岩石の所有と採石業経営の分離が活発に行われるようになった。この事態は、必然的に岩石の採取を行おうとする者と土地所有者との間に、売買、岩石採取に関する契約上の紛争を助長することとなった。

また、採石業の実施は、土地の構造物たる岩石を土地から剥離するという作業形態から付近住民の生活環境に直接的な影響を与える場合もあり、このため採石業者と付近住民との間における紛争も見受けられるに至った。

かかる現状と将来における採石業のあり方を想定したとき、採石業者と土地所有者及び付近住民との紛争を、従来どおり単に当事者間の問題として放置するならば、岩石資源の合理的な開発は阻害され、ひいてはわが国の経済に重大な影響を与え、国民全体の福祉に反する結果をもたらすこととなるので、国家的な見地から、採石業と土地所有者及び一般公益との調整について、法律的に何らかの措置を行う必要に迫られたのである。

以上が採石法の制定を見るに至った国家的な背景及び法制定の基本的な理由である。

第2 採石法の概要

採石法の目的は、岩石の採取に伴う災害を防止し、採石業の健全な発達を図ることにより公共の福祉の増進に寄与することとされ（法第1条）、その手段として、採石業の保護育成に関する「権利制度」と、採石業の監督に関する「災害防止制度」が創設されている。「権利制度」については、法制定以来ほとんど変動はないが、「災害防止制度」については、昭和38年の一部改正を経て、同46年に抜本的な改正がなされ現在に至っている。それぞれの制度の概要は次のとおりである。

1 権利制度

(1) 採石権

採石法制定時においては、岩石の採取は、土地所有権によるか、又は土地所有者との債権契約によらねばならなかったが、岩石採取のためには必ずしも土地所有権の取得を必要としない場合もあり、また、債権契約ではその法律的性格から第三者に対抗できず、いずれにしてもこれらの方法のみでは長期安定的な事業実施を行い難い面があり、その結果、有用な岩石資源の合理的な開発が妨げられるという状況にあった。そこで、採石法において、民放第175条の特則として、岩石の採取及びそのために必要な地表の利用を目的とする物権たる「採石権」が創設された。

採石権者は、土地所有権者との設定行為で定めるところに従って、他人の土地において岩石を採取する権利を有する（法第4条第1項）。したがって、その設定行為で別段の定めがあるときを除き、岩石の採取に必要な限度において採石権の設定された土地の地表利用権を併せ有する。

採石権は物権であり、地上権に関する規定が準用され（法第4条第3項）、優先的効力と物権的請求権を有する。採石権と地上権又は永小作権等は、原則として重複して設定することはできないが、採石権の内容が地上権又は永小作権等と権能の競合がないときは、地上権者又は永小作権者等の承諾を得た場合に限り、これらの権利の目的となっている土地にも採石権を設定することができる（法第4条第2項）。

(2) 採石権の強制設定

採石権は、個人間の任意の契約によって設定されるのが原則であるが、岩石の採取を行うことが適当な土地について、土地所有権者等が採石権の設定に同意しないときは、岩石の採取を行おうとする者は、経済産業局長に申請し、その決定によって採石権の設定を受けることができることとしている（法第9条第12条）。ただし、その土地が鉄道等公共用施設の敷地又は用地であるとき、建物の敷地であるときは、決定の申請はできないこととし、また、その土地を農業、林業その他の産業のために使用する方が岩石の採取のために使用するよりも有益な場合又は岩石の採取が公益を害する場合には、採石権を設定する決定は行われなないこととしている（法第10条）。なお、採石権の譲受又は採石権の存続期間の更新についても同様に、経済産業局長の決定により行うことができる。

(3) 土地の使用

岩石採取場は、岩石の賦存状況からその開設地点はおのずと限定されるので、立地条件その他から岩石採取に付随して生じる廃止及び廃石の捨場並びに採取した岩石の運搬に必要な土地の確保が必要な場合もある。そこで、これらの特定目的のために、他人の土地を利用することが必要やむを得ざる場合であって、かつ、それが公益的見地から適当であると認められるときは、採石業者に他人の土地の使用を認めることとしている（法第35条）。

2 災害防止制度

災害防止制度は、採石業を行おうとする者の災害防止能力に関する人的な資質面に対する事前審査のための「採石業者登録制度」と災害防止能力に関する技術、施設等物的な面に対する事前審査のための「採取計画認可制度」及び法目的達成のための「その他の規制」からなっている。

(1) 採石業者登録制度

採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（法第32条）、もしその者が採石法違反により罰金刑以上の刑に処せられてまだ相当の期間を経していない場合、暴力団員等に該当する場合、業務管理者を置いていない場合等は、都道府県知事は、その登録を拒否しなければならない（法第32条の4）、さらに、登録を受けたが、その後重大な採石法違反を行った場合等は、その登録を取り消す等の処分を行い得る（法第32条の10）。登録の際には、災害防止技術能力について一定の資格を有する者を「採石業務管理者」としてその事務所に置かなければならない。

(2) 採取計画認可制度

採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、所轄都道府県知事の認可を受けなければならない（法第33条）。この制度は、採石業者に採取計画の遵守義務を課し（法第33条の8）、これに抵触するときは、認可の取消し又は事業停止の処分を行うこと（法第33条の12）、さらに、緊急事態が発生した場合の措置命令等を行うこと（法第33条の13）により、物的な面における災害防止能力の担保を図ろうとするものである。

(3) その他の規制

ア 譲渡又は放棄したたい積物に係る災害防止義務

採石業者は、廃止又は廃石のたい積物を他に譲渡し、又は放棄した場合であっても、認可された採取計画に基づく災害防止に関する措置を講じなければならないこととし（法第33条の16）、たい積物の所有権の帰属の如何を問わず、当該採石業者に災害防止義務を負わせている。

イ 岩石の採取を廃止した者の災害防止義務

都道府県知事は、岩石の採取を廃止した採石業者に対し、事業廃止の日から2年間は、その者が行った作業が原因となって生ずる災害を防止するために必要な措置命令を発することができる（法第33条の17）。

第3 岩石の定義

採石法上、「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、

じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいうとされている（法第2条）。これにより現在わが国で産出される有用岩石のほとんど（花こう岩から結晶片岩までの18種）と鉱業法の適用を受けない鉱物中主要なもの（ベントナイトからひる石までの6種）計24種が本法の適用岩石となっている。

「岩石」、「鉱物」、「砂利」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有している。したがって、その物が三者のうちのいずれに該当するか判断が困難な場合もあるが、現行法制度として、所管経済産業局長が採石法、鉱業法、砂利採取法の規定に照らし、一元的に判断することとなっており、次の事項がその判断基準となっている。

① 母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の科学的性質を有するものは、砂利（砂及び玉石を含む。）である場合を除き、岩状でなくても（例えば「けつ岩」、「粘板岩」が風化・分解して粘土状で賦存しているような場合）岩石として取り扱う。

また、ある程度膠結した第三紀層のれき層、砂層又は耐火度が低く、鉱物に該当しない耐火粘土は岩石として取り扱う（昭和41年3月14日鉱局第81号）。

② 玉石とは直径30センチメートル以下のものをいい、これを超える岩塊は、岩石として採石法の適用を受ける（同上通達）。

③ 砂利の形態を呈しているものであっても、母岩からの成因関係が明らかであって、その母岩があった位置又はこれに近接して賦存しているものは、岩石として採石法の適用を受ける（昭和43年8月29日43化局第44号、建設省河政発第87号）。

第4 採石業の定義

採石業に該当するか否かの判断については、次の要素が考慮される。

① 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う態様のものをいう。したがって、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しない。

また、人格の主体が個人であると、会社、公社、公団その他国及び地方公共団体であることを問わず、本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに付随する行為、例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為が伴えば、当該岩石の採取行為は採石業に該当する（昭和47年6月2日47鉱局第584号）。

② 岩石採取と同時にその採取場所と社会通念上一体と認識される場所において加工作業を行っている場合には、岩石の加工部門を含め（買石加工が多い場合を含む。）採石業と考えるべきであるが、岩石の加工又は販売のみを行っている場合は、採石業に該当しない。

③ 観賞用として転石を採取する場合であっても、それが大規模（事業としての態様を呈する程度）に行われるようなときは採石法の適用を受ける（昭和41年3月14日鉱局第81号）。

- ④ ダム工事、道路工事、トンネル工事等の公共事業を施行するにあたり、支障となる岩石を除去する行為は、採石業には該当しない（昭和47年6月2日47鉱局第584号）。
- ⑤ ビル建設工事等の施工に伴い生ずる岩石の採取は、宅地をその本来の用に供するものであるかぎり採石業には該当しない（同上通達）。
- ⑥ 山林、農地又は原野である土地の形状を変更する行為のうち切土を伴う行為は、目的が埋立用、盛土用の採取であると、跡地を宅地用にするための採取であるとを問わず、当該採石場以外の場所において他の用に供する場合には、採石業に該当する（同上通達）。

第5 採石法の一部適用除外

法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって、次に掲げる要件に該当し、岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められる業態のものを行う者については、本法中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は適用しない（法第34条の8、施行令第1条）。

- ① もっぱら採石以外の石材の生産の用に供するため行うもの
- ② 主として人力により露天掘りで行うもの
- ③ 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの

第 3 章 採石業者登録事務

第3章 採石業者登録事務

第1 登録の申請

1 登録の申請

採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に施行規則様式第1（P17）による申請書を提出しなければならない（法第32条、法第32条の2、施行規則第8条第1項）。

申請書には、施行規則第8条第2項に定める次の書類を添付しなければならない。

- (1) 登録申請者及び業務を行う役員の誓約書 （施行細則様式第1号） 個人 P20
法人 P21
- (2) 業務管理者全員の誓約書 （施行細則様式第2号） P22
- (3) 業務管理者試験合格証又は認定証（写）
- (4) 業務管理者の従業員等証明書 （施行細則様式第3号） P23
- (5) 申請者が法人である場合は、その法人の登記簿謄本
- (6) 申請者、業務を行う役員、業務管理者の生年月日を証する書面

ここで、「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社及び合資会社の業務執行社員、公益法人の理事、組合の理事等をいい、業務の監査に当たる者例えば株式会社の監査役、組合の監事等は含まれない。なお、法人内部で業務を担当する役員が定められていれば、当該役員のための記載で足りる。

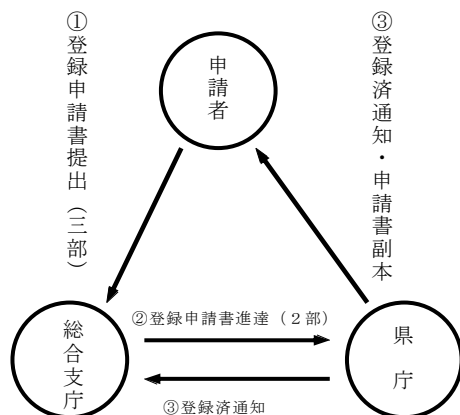
☆採石業者の登録及び変更届の提出書類については、P17の「採石業者の届出等に必要な書類一覧表」を参照されたい。

2 登録の申請に関する通達は次のとおりである（昭和46年10月18日46鉱局1077号）。

- (1) 「採石業を行おうとする者」とは、営利、非営利の目的の如何を問わず、岩石の採取行為を反復継続的に行おうとする者の意味である。
- (2) 「事務所」とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものをいい、具体的には、例えば、岩石採取計画の立案、申請及びその実施等を行う場所がこれに該当する。
- (3) 登録申請書に記載する業務管理者の数は1名以上とし、複数の場合であっても各業務管理者は、単独で対象岩石採取場について、法第32条の12（業務管理者の義務等）の規定に基づく義務等を完全に遂行しうるものでなければならない。
- (4) 採石業を行おうとする者（法人にあっては、その業務を行う役員、ただし業務の監査に当たる者を除く。）自身が業務管理者となることは妨げない。

- (5) 業務管理者は、他の事務所又は他の採石業者の業務管理者となることは、業務管理制度の創設の趣旨上認められない。

第2 事務処理工程



第3 登録の拒否

登録の申請書が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない（法第32条の4第1項）。

- ① 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者で処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行う役員のうち前各号の一のいずれかに該当する者があるもの
- ⑥ その事務所ごとに、次に掲げる者であって①から④までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」とは、登録を拒否すべきか否かを判断するために重要な、法第32条の2第1項並びに本条第1項各号に関する事項について、虚偽の記載があり、又は記載が欠けているときの意味である。

また、申請書に業務管理者に関する記載がない場合でも、申請者の行おうとする事業が法第34条の8（適用除外）第1項の規定に基づく施行令第1条に掲げる業態である場合もありうるので、ただちに登録の拒否を行うことなく、その判断に要する書面等の提出を命じ、これを審査し、必要に応じ現地調査のうえその結果に対応する所要の処分を行うものとされている（昭和46年10月18日46鉱局1077号）。

第4 採石業者の地位の承認

- 1 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割があった場合、承継人は法第32条の規定にかかわらず、被承継人の登録を受けた地位を承継する（ただし、承継人が法第32条の4第1項第1号から第5号まで又は第7号に規定する登録の拒否要件に該当する場合を除く。）（法第32条の6第1項）。
- 2 採石業者の地位を承継した者は、その者の登録をした都道府県知事に施行規則様式第3（P25）による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に施行規則様式第4（P26）による届書を提出しなければならない（同条第2項、施行規則第8条の3第1項）。

承継の種類	届書の提出先	提出様式
既に登録を受けている者が、他の者の登録内容を承継する場合	当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事	施行規則様式第3 P25
	当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事	施行規則様式第4 P26
未登録の者が、承継により新たに登録を受ける場合	当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事	施行規則様式第4 P26

承継届書には、施行規則第8条の3第2項に定める次の書類を添付しなければならない。

- ① 法第32条の6第1項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、施行規則様式第4の2による書面（P27）及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- ② 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、施行規則様式第5による書面（P28）及び戸籍謄本
- ③ 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、施行規則様式第6による書面（P29）及び戸籍謄本
- ④ 法第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ⑤ 法第32条の6第1項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、施行規則様式第6の2による書面（P30）、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

- ⑥ 承継人が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面
(施行細則様式第1号) (個人P20) (法人P21)
- ⑦ 承継人(法人である場合には業務担当役員)の生年月日を証する書面

「事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面」について

[平成9年6月23日9資鉱課第26号]

「事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面」とは、承継人が当該土地において岩石の採取を行うことについて権限を有することまたは権限を取得する見込みが十分であることを示す書面であり、昭和46年10月18日付け46鉱局1077号通達中、「Ⅲ採石法施行規則中第8条の15(認可の申請)関係第3項」に掲げる書面に準ずるものとする。

[昭和46年10月18日付け46鉱局1077号通達、「Ⅲ採石法施行規則中第8条の15(認可の申請)関係第3項]

3 第2項第7号の「権限を有することを示す書面」とは、次のような書面である。

- (イ) 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本
- (ロ) 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有権者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等申請者との間の契約書、もしくは同意書の写し。また、「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、例えば当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。

第5 登録事項の変更届

採石業者は、法第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、施行規則様式第7による変更届書(P31)をその登録をした都道府県知事に提出しなければならない(法第32条の7、施行規則第8条の4第1項)。

この場合、当該届出に係る変更が法人の代表者に係るものであるときは、その者が法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約する書面及び施行規則第8条第2項第6号に掲げる書面を提出しなければならない(法第32条の7第2項で準用する法第32条の2第2項)。

当該変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときはそれらの者が法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面及び施行規則第8条第2項第6号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書面、当該変更が業務管理者の変更又は事務所の新設に係るものであるときは施行規則第8条第2項第2号から第4号まで及び第6号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書類を添付しなければならない(施行規則第8条の4第2項)。

- (1) 法人の代表者変更の場合

- ア 変更になった法人の代表者の誓約書 (施行細則様式第1号) P 21
- イ 法人の登記簿謄本
- ウ 生年月日を証する書面
- (2) 業務を行う役員変更の場合
 - ア 変更になった業務を行う役員の誓約書 (施行細則様式第2号) P 22
 - イ 生年月日を証する書面
- (3) 業務管理者変更の場合
 - ア 業務管理者の誓約書 (施行細則様式第2号) P 22
 - イ 業務管理者の従業員等証明書 (施行細則様式第3号) P 23
 - ウ 業務管理者合格証又は認定証(写)
 - エ 生年月日を証する書面
- (4) 事務所増設の場合 [増設に合わせ新たに業務管理者を選任した場合]
 - ア 業務管理者の誓約書 (施行細則様式第2号) P 22
 - イ 業務管理者の従業員等証明書 (施行細則様式第3号) P 23
 - ウ 業務管理者合格証又は認定証(写)
 - エ 法人の登記簿謄本(登記簿に支店(事務所)登記がある場合)又は、事務所の場所を証する書面(事務所の法人税納付書の写し等)
 - オ 生年月日を証する書面
- ☆ 採石業者の登録及び変更届の提出書類については、P 17の「採石業者の届出等に必要書類一覧表」を参照されたい。

第6 廃止の届出

採石業者は、採石業を廃止したときは、遅滞なく、施行規則様式第8による届書(P 32)を登録をした都道府県知事に提出しなければならない(法第32条の8、施行規則第8条の5)。

第7 登録の取消し

採石業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる(法第32条の10)。

- ① 法第32条の4第1項第1号(法違反により罰金以上の刑に処せられてから2年以内)、第3号(登録の取消処分を受けた法人の業務執行役員で2年以内)、第4号(暴力団員等)、第5号(法人の業務執行役員が不適格)、第7号(暴力団員等がその事業活動を支配)に該当することとなったとき。
- ② 法第32条の4第1項第6号(業務管理者が不存在又は不適格)に該当することとなった場合において、その日から2週間を経過しても適格者である業務管理者を設置しないとき。
- ③ 法第32条の7第1項(変更の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと

き。

- ④ 法第33条（採取計画の認可）の規定に違反して岩石の採取を行ったとき。
- ⑤ 法第33条の12（認可の取消し等）の規定による認可の取消しを受けたとき。
- ⑥ 詐欺、脅迫等の不正の手段により法第32条の登録を受けたとき。

なお、都道府県知事は、本条に基づく処分をしようとするときは、法第34条の4の規定により公開の聴聞を行わなければならない。

第8 業務管理者

- 1 採石業者は、その事務所ごとに業務管理者を置かなければならず（法第32条の4第1項）、業務管理者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない（法第32条の12第1項）。
 - ① 採取計画の作成及び変更に参加すること。
 - ② 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
 - ③ 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
 - ④ 法第34条の2の帳簿の記載及び法第42条の報告について監督すること。
 - ⑤ 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。
- 2 業務管理者試験は、岩石の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行う（法第32条の13）。
- 3 業務管理者に関する通達については、本章第1の2（P11）を参照されたい。

第9 採石業者登録証明

採石業者が、登録通知書を汚損又は紛失したため、新たに登録事項の証明書が必要になった場合、証明願（P33）により証明し、交付する。

証明書の交付申請にあたっては、証明願（P33）に必要事項を記載のうえ、証明書の必要部数に申請用1部を加えた部数（最低2部）を作成し、産業創造振興課まで直接提出すること。

第10 登録申請添付書類・様式等（改正後）

採石業者の届出等に必要書類一覧表

提出書類	項目	登録		承継				変更					採石の廃止	登録証明	
		個人	法人	譲渡	相続	合併	分割	住所・名称		代表者	業務担当役員	業務管理者			事務所の増設
								個人	法人						
登録申請書（様式第1）（県証紙18,000円）		○	○												
採石業承継届書（様式第3）				○	○	○	○								
採石業承継届書（様式第4）				○	○	○	○								
採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）				○											
採石業者相続同意証明書（様式第5）					①										
採石業者相続証明書（様式第6）					①										
採石業者事業承継証明書（様式第6の2）							○								
登録事項変更届書（様式第7）								○	○	○	○	○	○		
採石業廃止届書（様式第8）														○	
誓約書（様式第1号）	申請者	○	○	○	○	○	○			○					
	業務担当役員		○								○				
誓約書（様式第2号）	業務管理者	○	○									○	②		
	従業員等証明書（様式第3号）	○	○									○	②		
戸籍謄本					○										
登記事項証明書			○			○	○		○	○			○		
業務管理者試験合格証の写し		○	○									○	②		
生年月日を証する書面	申請者	○	○	○	○	○	○			○					
	業務担当役員		○	○	○	○	○				○				
	業務管理者	○	○									○	②		
事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面			○												
事業の全部の承継があつたことを証する書面							○								
採石業者登録証明願（任意様式）															○

※ ①はいずれかを添付すること

②は業務管理者を新たに増員する場合、添付すること

住民票の提出は不要です。

書類は3部（正1部、副2部）作成し、各総合支庁地域産業経済課に提出すること

採石業者の届出等様式一覧表

No.	様 式 名	様 式 の 根 拠	掲載頁
1	採石業者登録申請書	施行規則様式第 1	P 19
2	誓約書 (登録申請人及び業務を行う役員)	県施行細則様式第 1 号	個人 P 20 法人 P 21
3	誓約書 (業務管理者又は役員の変更)	県施行細則様式第 2 号	P 22
4	従業員等証明書 (業務管理者)	県施行細則様式第 3 号	P 23
5	採石業承継届書 (承継者が登録している都道府県知事あて)	施行規則様式第 3	P 25
6	採石業承継届書 (被承継者が登録している都道府県知事あて)	施行規則様式第 4	P 26
7	採石業者事業譲渡証明書	施行規則様式第 4 の 2	P 27
8	採石業者相続同意証明書	施行規則様式第 5	P 28
9	採石業者相続証明書	施行規則様式第 6	P 29
10	採石業者事業承継証明書	施行規則様式第 6 の 2	P 30
11	登録事項変更届書	施行規則様式第 7	P 31
12	採石業廃止届書	施行規則様式第 8	P 32
13	証明願 (登録)	任意様式	P 33

山形県収
入証紙は
り付欄
(消印をし
ないこと)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

採石業者登録申請書

山形県知事 殿 年 月 日

住所
(ふりがな)
氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の(ふりがな)氏名

採石法第32条の登録を受けたいので、同法第32条の2第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く業務管理者の(ふりがな)氏名
- 3 法人にあつては、その業務を行う役員(ふりがな)の氏名

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 事務所の名称及びその所在地は、登録を受けようとする都道府県知事の事務所だけでなく、全ての事務所について記載することとする。

細則様式第1号

(申請者又は承継人が個人である場合)

誓 約 書

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者（承継人）氏名

山形県知事 殿

(申請者又は承継人が法人である場合)

誓 約 書

当法人は、採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約します。

また、採石業務を担当する下記の役員は、同項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者（承継人）名称
代表者 氏名

山形県知事 殿

記

役員 の 役 職 名	氏 名
.....
.....
.....

誓 約 書

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

業 務 管 理 者
又は役員の役職名
氏 名

山形県知事 殿

従業員等証明書

1. 業務管理者の氏名

2. 生年月日

3. 現住所

上記の業務管理者は、
(1) 登録申請者本人
(2) 登録申請者の役員
(3) 登録申請者の従業員
であることに相違ありません。

年 月 日

登録申請者氏名

山形県知事 殿

(注) この証明書は、被証明者ごとに作成すること。

(白紙)

様式第 3

(承継者登録都道府県知事宛)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

年 月 日

殿

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の(ふりがな)氏名

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	
	法人にあつては、その代表者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	
	住 所	
	法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
承継者に関する事項	業務管理者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	
	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務管理者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第 4

(被承継者登録都道府県知事宛)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業承継届書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の(ふりがな)氏名

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者事業譲渡証明書

年 月 日

山形県知事 殿

譲り渡した者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の^(ふりがな)氏名
住 所

譲り受けた者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の^(ふりがな)氏名
住 所

次のとおり採石業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
- 2 譲り渡しの年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者相続同意証明書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

証明者氏名^(ふりがな)

次のとおり採石業者について相続ありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^(ふりがな)及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業の地位を承継するものとして選定された者の氏名^(ふりがな)及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 証明者氏名^(ふりがな)の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記載すること。
- 3 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者相続証明書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

証明者氏名^(ふりがな)

次のとおり採石業者について相続ありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^(ふりがな)及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継した者の氏名^(ふりがな)及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 証明者は、2人以上とすること。
- 3 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業者事業承継証明書

年 月 日

山形県知事 殿

被承継者 名称及び代表者の^(ふりがな)氏名
住 所

承継者 名称及び代表者の^(ふりがな)氏名
住 所

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録事項変更届書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

採石法第32条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 法人の業務を行う役員若しくは業務管理者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務管理者の氏名にふりがなを付すこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

採石業廃止届書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあ
っては、その代表者の氏名

採石法第32条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

年 月 日

山形県知事

殿

住 所
氏 名

証 明 願

採石業者の登録について、下記のとおり登録してあることを証明願います。

記

登 録 番 号
登 録 年 月 日
住 所 ・ 所 在 地
氏 名 ・ 名 称
事 務 所 の 所 在 地
事 務 所 の 名 称
業 務 管 理 者
業 務 担 当 役 員

年 月 日

殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

山形県知事

(白紙)

第4章 採取計画の認可等

第4章 採取計画の認可等

第1 採取計画の認可

1 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、所轄都道府県知事の認可を受けなければならない（法第33条）、採取計画には次に掲げる事項を定めなければならない（法第33条の2、施行規則第8条の14、認可要領第2）。

- (1) 岩石採取場の区域
- (2) 採取をする岩石の種類及び数量
- (3) 採取の期間
- (4) 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項
- (5) 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (6) 岩石の賦存の状況
- (7) 採取をする岩石の用途
- (8) 廃土又は廃石のたい積の方法
- (9) 岩石採取場管理事務所及び業務管理者の監督計画書
- (10) 採取計画区域と隣接地との境界表示について

2 認可を受けようとする採石業者は、採取計画認可申請書を都道府県知事に提出しなければならないが、申請書には（法第33条の3、施行規則第8条の15、認可要領第2の3による書類）を添付しなければならない。

第2 採取計画の認可等に係る審査基準

採取計画の認可又は不認可の判断は、その採取計画と岩石採取場の位置、付近の環境、自然の状況等との関連におけるものであるため、必然的にケースバイケースにより行わなければならない。

採石法上、岩石の採取が①他人に危害を及ぼし、②公共の用に供する施設を損傷し、③農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、それが公共の福祉に反すると認めるか否かが包括的な判断基準とされる（法第33条の4）。

1 認可基準の包括的解釈（関連通達 昭和46年10月18日46鉱局第1077号）

(1) 「他人に危害を及ぼす」とは、他人の生命又は身体に危険を及ぼすことであり、次のようなものが考えられる。

ア 発破飛石により隣地の住家屋が損傷を受ける恐れのあるもの

イ 廃土又は廃石等のたい積物が崩壊し、下方にある住家屋が損傷を受ける恐れのあるもの

ウ 採取跡地へ幼児が転落する恐れのあるもの

エ その他

「他人に危害を及ぼす」原因作業を行う採石業者の事業に従事する者の業務上の危害については、採石法の適用はなく、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）に基づいて防止が図られることとなっている。

(2) 「公共の用に供する施設を損傷し」とは

ア 「公共の用に供する施設」とは、例えば、法第10条第1項第1号に例記されている、鉄道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、池、沼、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館、その他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地等をいう。

また、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権又は管理権の帰属いかんによるものではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断される。

イ 「損傷」とは、物理的な破壊にとどまらず、効用の破壊をも含む。例えば、河川を汚濁して飲料水の取水源としての機能を損なう場合等である。

(3) 「農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ」とは、

その利益侵害が私人間の問題にとどまらず、国民経済上の観点から、相当程度の社会性を有するものであると解される。したがって、単に他産業の利益の侵害であっても一般の私人間の調整で片がつくような問題は、該当しないものと解される。

「……利益を損じ」の例

(ア) 汚濁水や廃土石の田畑への流出

(イ) 採取場の近隣の農地の崩壊（採取場が原因であるもの）

(ウ) 地下水の利用による農業用水の枯渇

(エ) 河川、海岸の汚濁による海苔や、かき等の水産物養殖業への被害

(オ) 河川や海における漁業権への被害

(4) 「公共の福祉に反する」の判断について

採石業の企業活動と公益上の見地との比較衡量により判断する。

(5) その他

ア 申請に係る採取計画の内容の中で、その大部分は災害発生のおそれはないが、一部分だけ災害発生のおそれがあると認められるとき、例えば採掘工程は大丈夫であるが、洗浄工程の一部に問題がある場合でも採取計画は一体として考えるべきであるから、部分認可は行えず、全体を不認可処分とすべきである。（部分認可の禁止）

イ 単に地元住民が反対している等の理由で採取計画を不認可とすることは、原則として許されない。地元住民の反対する理由が法の認可基準に該当する場合のみ不認可とすることができる。（地元住民の反対）

ウ 岩石の採取に際して他法令（例えば自然公園法、森林法等）の認可を受ける必要がある場合において、許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合は、採取計画は不認可となる。（他法令の許可）

エ 1人の業務管理者が、当該事務所に係る数ヶ所の採取場の業務管理者となる結果、法第32条の12において規定する職務を事実上十分に遂行することができないと認められる採取計画については、認可してはならない。（業務管理について）

オ 岩石等の運搬に伴う交通事故、道路破損等のいわゆる交通災害は、本法の直接規制の対象ではなく、「道路交通法」(昭和35年法律第105号)、「道路法」(昭和27年法律第180号)、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年法律第131号)等の関係法令により直接規制を受けることとなるが、採石法所管の行政機関としての立場から、積極的に交通災害の防止を図るため、採取計画の認可に際し、必要と認められた場合には関係取締機関に岩石等の運搬状況に関する事項を事前に連絡し、十分な対策がとれるよう配慮するものとする。

なお、関係市町村長に対しては法第33条の6の規定により、市町村長の意見を求め、さらに認可等の処分をしたときには、当該市町村長に通報しなければならない。

2 採取計画の審査及び立入検査における留意点

採取計画の内容審査及び立入検査に関する技術的な判断基準については、「採石技術指導基準書」に記載されている各事項を遵守しているか審査するとともに、「山形県岩石採取計画認可事務取扱要領」及び「岩石採取場等立入検査実施要領」についても遵守した計画であるか審査し、認可等の処分を行うこと。（採石技術指導基準は本書末に記載）

3 岩石採取休止及び廃止の届出

法第33条の認可を受けた採石業者は、当該採取場における岩石の採取を引き続き6か月以上休止しようとするとき、又は岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、岩石採取休止・廃止届書を都道府県知事に提出しなければならない（法第33条の10、施行規則第8条の18）。

当県では、知事に提出すべき届書は、正副2部とし、当該採取場を管轄する総合支庁長に提出することとしている（施行細則第4条第3項）。

岩石採取休止・廃止届書には、災害防止措置の状況を示す平面図及び現地写真を添付するものとし（認可要領第9）、届出があったときは現地調査を行い、採取計画の遵守状況について確認するものとされている（昭和46年10月18日46鉱局1077号、認可要領第9の2）。

(白紙)

第 5 章 採取計画認可関係規則・要領等

山形県採石法施行細則

(昭和46年10月8日山形県規則第57号)

山形県採石法施行細則をここに公布する。

山形県採石法施行細則

(趣 旨)

第1条 この規則は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）の施行について、採石法施行令（昭和46年政令第279号）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 規則第8条第2項第1号及び第8条の3第2項第6号の規定による誓約書

別記様式第1号

(2) 規則第8条第2項第3号及び第8条の4第2項の規定による誓約書

別記様式第2号

(3) 規則第8条第2項第4号の規定による従業員等証明書

別記様式第3号

(4) 規則第8条の11第1号の規定による岩石採取従事期間等証明書

別記様式第4号

第3条 規則第8条の15第2項第2号に定める図面は、少なくとも岩石採取場からの距離300メートル以内について記載するものとし、同項第3号に定める図面の縮尺は500分の1又は1,000分の1とする。

(提出すべき書類の部数及び提出先)

第4条 法第32条、法第32条の6、法第32条の7及び法第32条の8の規定により、知事に提出すべき申請書又は届出書の部数は正副3部とし、申請者又は届出者の住所地を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

2 法第33条及び法第33条の5の規定により、知事に提出すべき申請書は、正本1通及び岩石採取場が所在する市町村の数に1を加えた数の副本とし、当該岩石採取場を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

3 法第33条の10の規定により知事に提出すべき届出書は、正副2部とし、届出に係る岩石採取場を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和61年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第67号）

この規則は、平成27年12月26日から施行する。

附 則（令和3年規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

様式第1号 誓約書（個人P20）（法人P21）

様式第2号 誓約書（P22）

様式第3号 従業員等証明書（P23）

様式第4号 岩石採取従事期間等証明書（業務管理者認定申請人用）-略-

山形県岩石採取計画認可事務取扱要領

(目 的)

第1 この要領は、岩石採取計画の認可に係る事務の適正化、災害防止の確保、採取跡地の整備の確保及び周辺景観との調和を図るため、採石法（昭和25年法律第291号、以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号、以下「政令」という。）、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号、以下「規則」）及び山形県採石法施行細則（昭和46年山形県規則第57号、以下「細則」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2 採取計画の認可を受けようとする者は、採取計画認可申請書（様式第1号、以下「認可申請書」という。）を、採取を行おうとする日の60日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条第1項に定める県の休日は除く。）前までに採取場の所在地を管轄する総合支庁に提出しなければならない。

2 認可申請書の提出部数は、細則第4条第2項の規定により、正本1通及び岩石採取場が所在する市町村の数に1を加えた数の副本とする。

3 認可申請書に添付する書類は、別表第1号に掲げる規則第8条の15第2項の書類及び知事が必要と認める書類とする。

4 採石災害の防止及び採石跡地の整備に関する同表中No36の書類について、保証書については、建設業法による土木工事業若しくは、とび・土工工事業の許可を受けている建設業者で山形県入札参加資格者名簿に登録されている者、又は山形県知事の登録を受けている採石業者2人以上の連帯して保証するとする保証書（様式第2号）とし、少なくとも1者は前記要件に該当する建設業者とする。履行確約書については、山形県骨材工業組合が発行する履行確約書（様式第3号）とする。

5 第1項の認可申請書及び第3項の添付書類は、別に定める「採取計画認可申請書作成要領」に基づいて作成するものとする。

(変更認可の申請)

第3 認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、採取計画変更認可申請書（様式第4号、以下「変更認可申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、変更の採取を行おうとする日の30日（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条第1項に定める県の休日は除く。）前までに、認可申請書を提出した総合支庁に提出しなければならない。

(1) 認可書の写

(2) 既に認可を受けている認可申請書の添付書類のうち、当該変更により、記載内容の変更を必要とする書類

2 第2の2、3、4の規定は、前項の場合において準用する。

(認可申請における事前協議)

第4 次の場合において、採取計画の認可（又は変更の認可）を受けようとする者は、採取を行おうとする日の90日前（山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条第1項に定める県の休日は除く。）（変更の場合は60日前）までに採取計画の事前協議書（様式1-2）を採取場の所在地を管轄する総合支庁に提出し、協議しなければならない。

- (1) 新規申請：新たな場所で岩石採取を行う場合。
- (2) 継続申請：岩石採取の面積を拡大する計画において、増加する面積が2分の1以上となる場合、又は前認可期間中に災害事故を起こした場合。
- (3) 変更申請：当初計画の掘削ラインより深堀する場合、又は当初計画の採取方法の変更のうち、新たに火薬を使用する場合。

(景観への配慮)

第5 採取計画の作成にあたっては、別に定める「岩石採取场景観適正化指導指針」に基づき、採取場の位置の選定等において、周囲の景観に十分配慮し、周辺景観との調和を図るものとする。

(審査の基準)

第6 認可申請書及び変更認可申請書を受理した総合支庁長は、法第33条の4の規定及び「岩石採取計画審査基準」（別紙1）により審査するとともに、採取計画の技術的事項については、「採石技術指導基準書」に基づき審査するものとする。

(認可書等の交付)

第7 総合支庁長は、認可申請書又は変更認可申請書が、第6の規定による審査の基準に反しないと認められるときは認可の処分をし、採取計画認可書（様式第5号）又は採取計画変更認可書（様式第6号）を申請者に交付し、当該申請が審査の基準に反すると認められるときは不認可の処分をし、採取計画（変更）不認可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の処分に係る認可書及び不認可書には、認可申請書又は変更認可申請書の副本を添付するものとする。

(認可等の報告)

第8 第7の規定による処分をした総合支庁長は、採取計画の認可報告書（様式第8号）、採取計画の変更認可報告書（様式第9号）又は採取計画の（変更）不認可報告書（様式第10号）に認可書の写を添付のうえ、産業労働部長あて報告するものとする。

(軽微な変更の届)

第9 法第33条の5第2項の規定により、採取計画の認可を受けた者が行う軽微な変更届書（様式第11号）は、認可申請書を提出した総合支庁に遅滞なく提出しなければならない。

2 前項の届の提出を受けた総合支庁長は、軽微な変更届の写しを添付のうえ産業労働部長に報告するものとする。

(氏名等変更の届)

第9の2 法第33条の5第4項の規定により、採取計画の認可を受けた者が行う氏名等変更届書(様式第11の2号)は、認可申請書を提出した総合支庁に遅滞なく提出しなければならない。

2 前項の届の提出を受けた総合支庁長は、氏名等変更届の写しを添付のうえ産業労働部長に報告するものとする。

(休止及び廃止の届出)

第10 採取計画の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石の採取を引き続き6か月以上休止しようとするとき、又は当該認可に係る岩石の採取を廃止したときは、岩石採取休止・廃止届書(様式第12号)に当該採取場の写真及び災害防止措置の状況を示す図面を添付のうえ、認可申請書を提出した総合支庁に遅滞なく提出するものとする。

2 前項の届書の提出を受けた総合支庁長は、現地調査を行い、採取計画の遵守状況について確認するものとする。

(休止・廃止届書受理の通知)

第11 第10の1の規定による届書を受理した総合支庁長は、岩石採取休止・廃止届書受理通知書(様式第13号)により届出者に通知するとともに、岩石採取場が所在する市町村長に、岩石採取休止・廃止届書受理市町村通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(休止・廃止届書受理の報告)

第12 第10の1の規定による届書を受理した総合支庁長は、岩石採取休止・廃止届書受理報告書(様式第15号)に、第11の規定による届出者への通知の写及び第10の1の規定による岩石採取休止・廃止届書の副本を添付のうえ、産業労働部長あて報告するものとする。

(変更命令)

第13 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令は、認可採取計画変更命令書(様式第16号)により行うものとする。

(緊急措置命令)

第14 法第33条の13の規定による災害防止のための措置命令等は、緊急措置命令書(様式第17号)により行うものとする。

(市町村長の意見の聴取等)

第15 法第33条の6の規定により、知事は関係市町村長に意見聴取(別紙様式第18号)を行うとともに、採取計画(変更)認可申請に対する処分については、関係市町村長あて通知(別紙様式第19号)するものとする。

(国等に対する適用)

第16 国及び地方公共団体が岩石の採取を行う場合には、別表第1号中No.1、34、36の書類の添付を除き適用するものとする。

(標準処理期間)

第17 総合支庁長が、認可申請書又は変更認可申請書が総合支庁に到達してから処分を行うまでに要する標準的な事務処理期間（以下「標準処理期間」という。）は、次の期間とする。

(1) 認可申請書：60日

(2) 変更認可申請書：30日

2 前項の標準処理期間には、特に定めがない限り、次の期間は含まれないこととする。

(1) 山形県の休日定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日

(2) 申請書類等の不備を是正するため、補正に要する期間

(3) 審査のために必要な資料等を追加することとなった場合に要する期間

附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

2 山形県岩石採取計画認可要領（昭和58年5月1日）は、廃止する。

3 この要領は、この要領の施行日以降に認可の申請を行うものについて適用し、施行日前に申請を行っているものについては、なお従前の例による。

4 この要領第2で定める採取計画認可申請書（様式第1号）については、平成11年6月30日までの間は、従来の様式で提出された場合でも本要領において定める様式で提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行日以降に認可の申請を行うものについて適用し、施行日前に申請を行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領の第4（認可申請における事前協議）については、平成21年6月30日以降に岩石採取を開始する計画について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1号)

採取計画認可申請書添付書類一覧表

No	添 付 警 類 名	根 拠 規 定
1	採石業者の登録を受けていることを示す書面（採石業者登録通知書の写し）	規則第8条の15第2項第5号
2	採取権原関係の書類	
	(1) 権原関係公図の写し（隣接地権者の名前を記したもの）	要領第2の3
	(2) 〃 の登記簿謄本	規則第8条の15第2項第7号
	(3) 〃 の書類（写し）	規則第8条の15第2項第7号
3	他の行政庁の許認可関係の書類	規則第8条の15第2項第8号
4	岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図	規則第8条の15第2項第1号
5	岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面（縮尺1/3,000～1/5,000）	規則第8条の15第2項第2号
6	土量計算書	要領第2の3
7	掘採に係る土地の実測平面図（縮尺1/500～1/1,000）	規則第8条の15第2項第3号
8	掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図（実測平面図と同縮尺）	規則第8条の15第2項第4号
9	求積図（任意の縮尺）	要領第2の3
10	採掘規格図（任意の縮尺）	規則第8条の15第2項第11号
11	垂直残柱の強度計算に関する書面及び図面〔坑内掘りの場合〕	規則第8条の15第2項第11号
12	発破規格図	規則第8条の15第2項第11号
13	破碎選別系統図	規則第8条の15第2項第11号
14	取水から排水までの平面図〔水洗がある場合〕（任意の縮尺）	要領第2の3
15	河川から取水する場合において許可書の写し	規則第8条の15第2項第8号
16	場内運搬系統図	規則第8条の15第2項第11号
17	試錐柱状図〔坑内掘りの場合〕（任意の縮尺）	規則第8条の15第2項第11号
18	大気汚染防止法の基準に基づく防止措置についての構造を示す図面〔該当する場合〕	規則第8条の15第2項第11号
19	廃土・廃石・脱水ケーキの発生量計算書	規則第8条の15第2項第11号
20	たい積場設計書及び図面	規則第8条の15第2項第11号
21	土留施設設計書及び図面	規則第8条の15第2項第11号
22	埋立用地等確保書面〔廃土・廃石、脱水ケーキを埋立地等へ搬出する場合〕	規則第8条の15第2項第11号
23	土留施設の強度計算書及びたい積場安定計算書〔該当する場合〕	規則第8条の15第2項第11号
24	採取場内水及び破碎選別施設からの排出水の処理施設の設計書及び図面（任意の縮尺）	規則第8条の15第2項第11号
25	汚濁水処理系統図	規則第8条の15第2項第11号
26	搬出経路図	規則第8条の15第2項第9号
27	国道及び県道に至るまでの私道を通行する権利を有する書面	規則第8条の15第2項第11号
28	採取終了後の図面（平面図及び断面図）（任意の縮尺）	規則第8条の15第2項第11号
29	緑化計画図	規則第8条の15第2項第11号
30	緑化規格図	規則第8条の15第2項第11号
31	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面	規則第8条の15第2項第10号
32	地質図	規則第8条の15第2項第11号
33	岩石賦存量計算書	規則第8条の15第2項第11号
34	業務管理者試験の合格証又は認定証（写し）	要領第2の3
35	次に掲げる者の採石することについての同意書	
	(1) 採取場に隣接する土地の所有者及び使用者	要領第2の3
	(2) 採取場から300m以内にある教育施設、養護施設及び医療施設等の管理者	要領第2の3
	(3) 採取場に隣接又は近接して水利施設、その他の公共施設があるときは当該施設の管理者	要領第2の3
36	採石災害の防止及び採取跡地の整備に係る保証書又は山形県骨材工業組合が発行する履行確約書	要領第2の3
37	第3者への預託等を行っている場合は、信託契約書等の写し	要領第2の3
38	他の行政庁へ届出等を行っている場合は、当該届出書の写し	規則第8条の15第2項第11号
39	地元協定書等の写し	要領第2の3
40	現場写真	要領第2の3
41	その他知事が必要と認める書類	要領第2の3

☆要領とは、本山形県岩石採取計画認可事務取扱要領をいう。

岩石採取計画審査基準

1. 採取場の位置

次に掲げる場合には認可をしてはならない。

- ア 人家又は教育施設、医療施設などの施設の周辺に開設される採取場で、十分な公害防止対策が講じられていない場合
- イ 市街地の近郊、景勝地など特に環境に留意しなければならない地域に開設される採取場で、適正な環境保全対策が講じられていない場合
- ウ 地すべり地域（地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域に指定されている区域を除く。）など地質的に脆弱な地域に開設される採取場で、十分な地質調査等が行われていない場合

〔趣旨及び取扱い〕

岩石採取は土地の形質を大きく改変するとともに、騒音、粉塵等の発生を伴うことから、自然環境の破壊、生活環境の劣化、地すべりの発生等が予想されるものである。したがって、認可にあたっては、騒音、振動の発生、土砂流出などにより、周辺の住民生活、教育、医療活動等への影響が生じることのないように、採取場の位置について十分留意すること。

また、採取場は大きな裸地をつくりだすため、景観上の支障が生じ易いことから、景観についても十分留意すること。

- (1) 「採取場の周辺」とは、採取場の騒音、振動などが伝わり、社会通念上、生活環境もしくは教育、医療活動などに支障が生じる地域のことをいうが、概ね300メートル程度を目安とすること。
- (2) 「施設」とは教育施設、医療施設に限定するものではなく、利活用形態等がこれらに準ずると認められる施設、例えば、養護施設などの福祉施設も含まれること。
- (3) 十分な公害防止対策が講じられているかどうかについては、「採石技術指導基準書」によるほか、同意書等の添付書類により判断すること。
- (4) 特に環境に留意しなければならない地域に開設される場合の環境保全対策の適否については、担当機関などの関係者と協議し判断すること。この場合、できる限り、申請者に地域との環境保全協定を締結させること。
- (5) 不特定多数が目にする場所に採取場が開設される場合には、自然環境だけではなく、切羽の位置、展開方向など景観にも配慮させること。
ただし、既設採取場については、特に支障が著しいと認められる場合を除き、従前のおりの取扱いとすること。
- (6) 地質的に脆弱な地域に採取場を開設する場合は専門家による調査が十分で、かつ、採取する採取方法が地すべり等を生じさせないと認められる場合にのみ認可すること。なお、地質的に脆弱とは次のとおり取り扱うこと。
 - ア 地すべり防止区域に指定されている地域と地質的に連続性がある地域
 - イ 公共機関の調査により地すべりの危険箇所とされている地域、過去に地すべりが発生した地域などアに準ずると認められる地域

2. 採取の権原

採石権、土地所有権、賃借権その他の岩石の採取を行うための権原が、申請した採取計画に応じ、有効に成立しており、かつ当該権原について紛争の生ずるおそれがないこと。

[趣旨及び取扱い]

採取の権原は、申請した採取計画を担保するものであり、申請した採取期間に応じて有効に成立しているかどうか十分審査すること。

特に、認可行為が紛争を助長させることのないようにすること。

- (1) 有効に成立しているかどうかの判断は、添付された書面により判断すること。
- (2) 権原の取得原因が契約によるものについては、契約書に契約期間、対象物件、賃料等が明確に定められ、その解釈に疑義が生じないか否かにより判断すること。

3. 採取の方法

- (1) 採掘方法は、原則として、階段採掘法（風化岩石を採取する場合には、運搬道路式階段採掘法に限る。）を採用し、採取場及び周辺の状態に合わせ、災害又は危害防止のための措置が十分に取られていること。
- (2) 岩石の掘削場所と隣接地との境界は、原則として、5メートル以上の距離を置いた保全区域が設置されていること。さらに、他の法令等により、当該距離以上の距離を隣接地との間に設けなければならない場合は他の法令等に従うこと。

[趣旨及び取扱い]

採取方法については、安全の確保、災害防止の観点から、「採石技術指導基準書」に掲げる階段採掘法（風化岩石採取にあつては運搬道路式階段採掘法に限る。）の採用を前提とするが、他の採取方法を採用した場合であっても、十分な安全確保が図られると認められるときには認可して差し支えないこと。

また、保全区域は採取による崩壊、土砂流出などによる隣接地への影響を排除するという趣旨のため、一律に5メートルを設置するというのではなく、現場の状態に合わせて決定すること。

- (1) 採掘方法について、次に掲げる場合には、申請者から当該方法を採用した理由を示した書面を徴し、合理的理由があると認められるときにのみ認可すること。
 - ア 風化岩石採取で運搬道路式階段採掘法以外の採掘方法を採用する場合
 - イ 「採石技術指導基準書」に定める基準を満たしていない場合
 - ウ 採掘方法に係るもので、「採石技術指導基準書」に基準の定めがない場合
- (2) 尾根の頂点部からの採掘でない場合は、採掘地点上部が崩落しないなど十分な安全性が認められるときにのみ認可すること。
- (3) 保全区域は、原則として、隣接地境界から5メートル以上の区域を設置することになるが、5メートル以上の保全区域を設置しないことについて、やむを得ない理由があり、かつ、隣接者の同意（他の法令等による基準が適用される場合には、他の法令等による許可、認可）がある場合については5メートル未満でも差し支えないこと。

4. 採取期間

(1) 採取期間は、原則として、3年間の範囲内で認可する。

(2) 前(1)の規定にかかわらず、採取計画の継続認可申請（当該申請にかかる採取場において既に申請者が採取事業を行っており、引き続き採取事業を行おうとする場合の認可申請で、直近に認可された採取計画と概ね同等と認められる採取計画の認可申請をいう。以下同じ。）に係るもので、次に掲げる要件すべてに該当し、かつ、採掘方法、災害防止対策等が特に優れていると認められる場合は、採取期間は5年間の範囲内で認可することができる。

ア 申請に係る採取場（以下「申請採取場」という。）の面積が10,000平方メートルを超えていること。

イ 採取に係る権限が今後5年以上あること又は確実に取得する見込みがあること。

ウ 申請者が採石業としての経歴を5年以上有しており、かつ、当該採取場において、同一採掘方法で3年以上採取事業を行っていること。

エ 申請採取場の設置について、地域と環境保全等について十分な合意があること。

オ 採取場の安全管理体制が十分であること。

カ 前認可期間内（申請採取場における直近の認可期間内のことをいう。以下同じ。）において、採取状況等が、次に掲げるものであること。

(ア) 採石災害の発生がないこと。

(イ) 労働災害の発生がないこと。

(ウ) 法による行政処分又は法に基づく行政指導を受けていないこと。

(エ) 採石法以外に適用される法令等による行政処分を受けていないこと。

キ 当該申請に係る採取場について、申請者が災害防止、跡地整備に利用することを目的に、第三者に預託等を行っていること。

(3) 前(2)の認可を受けたもののうち、採取計画の継続認可申請に係るもので、次に掲げる要件すべてに該当し、かつ、採掘方法、災害防止対策等が特に優れていると認められる場合は、採取期間は7年間の範囲内で認可することができる。

また、前回の認可期間が5年を超えたものについても同様とする。

ア 申請採取場の面積が100,000平方メートルを超えていること。

イ 採取に係る権限が今後7年以上あること又は確実に取得する見込みがあること。

ウ 申請者が採石業としての経歴を10年以上有しており、かつ、当該採取場において、同一採掘方法で8年以上採取事業を行っていること。

エ 申請採取場の設置について、地域と環境保全等について十分な合意があること。

オ 採取場の安全管理体制が十分であること。

カ 前認可期間内において、採取状況等が、次に掲げるものであること。

(ア) 採石災害の発生がないこと。

(イ) 労働災害の発生がないこと。

(ウ) 法による行政処分又は法に基づく行政指導を受けていないこと。

(エ) 採石法以外に適用される法令等による行政処分を受けていないこと。

キ 当該申請に係る採取場について、申請者が災害防止、跡地整備に利用することを目的に、第三者に預託等を行っていること。

[趣旨及び取扱い]

(1) 採取行為は大規模に展開されるため、社会生活に大きな影響を与え、社会問題を生じさせる可能性がある。このため、採取事業を常に把握し、状況に応じた確に指導監督をすることが要求される。このような趣旨から、採取期間は一律に3年間とするものでなく、採取場の状況あるいは採取方法などから、採取場の著しい変化に対応した採石業者への指導監督等が可能と認められる期間とすること。

ア 他の法令等による許可、認可を受けなければならない採取場において、他の法令等による許可、認可に期間の定める場合には、採取期間は当該許可、認可を受けた期間若しくは確実に受ける見込みのある期間内に限り、認可すること。

イ 災害の発生した採取場、公害の発生した採取場など、特に状況把握が必要と認められるものについては、認可期間は採取場の状況変化に対応することが可能と認められる期間（1年以内）に限り認可すること。

ウ 採取場の新設、採取場の採取状況、採取場の安全管理方法などから、特に指導監督を要すると認められるものについては、認可期間は申請者に対する十分な指導監督が可能と認められる期間（2年以内）に限り認可すること。

(2) 過去の採取実績などから判断して、採取事業が適正に行われ、採石を原因とした地すべり、土砂崩落などの災害等の発生が予想されず、また、災害等が生じた場合であっても、その対応が速やかに行われると認められるもののうち、採取方法、災害防止方法等が特に優れていると認められるものに限り、採取期間を延長する趣旨であるので、適用にあたっては十分留意すること。

ア 山形県骨材工業組合員については、3年を超えた期間で認可申請する場合、採取計画認可申請書に山形県骨材工業組合の発行する「優良事業所等推薦書」を添付させること。なお、「優良事業所等推薦書」は申請採取場の採取事業について、採取状況等が特に優れているかどうか、評価するために添付を求めるものである。

イ アに該当しない採石業者については、3年を超えた期間で認可申請がある場合、事前に現地確認を行うこと。この現地確認の結果に基づいて、採取状況等が特に優れているか否かを判断すること。

ウ 3年間を超えた採取期間で認可した場合には、採取場の自主管理の徹底を図るため、法第33条の7により、「採取場自主評価書」（様式1）の提出を義務づけること。

エ 3年間を超えた採取期間の対象になる採取場は、これまでの採取実績により、今後の採取状況、地質変化状況が概ね推定できる場合に限っている。このため、引き続き同一地域で採取事業が実施される採取計画であっても、採取状況、地質変化状況が推定できないと認められるもの、例えば採掘方法が変更されたものなどについては、該当しないので留意すること。

オ 「採取場の面積」とは、採取する場所だけではなく、保全区域、沈殿池その他採石に関するすべての区域を含めて判断すること。

カ 安全管理体制は申請書に記載された内容により判断するものであるが、採石業務管理者が採取場に常駐するか、又は、採取場に事務所等が存在し、電話その他により、採石業務管理者と常に連絡が取れる状態にあること。

キ 地域との合意は環境保全協定又はこれに準じると認められる協定書の有無により判断すること。

ク 採石災害に該当するかどうかは、原因が採取場内で発生したかどうかにより判断すること。ただし、地すべり、亀裂など採取場周辺において発生したもので原因が特定できないものについては、社会通念上の判断によるほか、関係者と協議すること。

ケ 労働災害の態様は様々であるが、ここで言う労働災害は原因が採取事業によると認められる場合に限定したものであり、本人の不注意などによるものは除かれること。したがって、原因が採取事業であれば、災害の程度、規模は問わないこと。

なお、労働災害発生の有無については、申請書に労働基準監督署長が証明する「労働災害発生状況証明書」（様式2）を添付させ、把握すること。また、労働災害事故に関して、労働基準監督署から文書による指導・是正勧告がなされた場合には、交付された書類（指導票、是正勧告書）及びそれに対する報告書、回答書の写しを提出させ、災害内容の詳細及び対応状況を把握すること。

コ 行政指導を受けた場合でも、原因となった事項が速やかにかつ適正に改善されていると認められる場合については、行政指導を受けていないとみなす取り扱いとして差し支えないこと。

サ 採石法以外の法令等による行政処分の有無については、官庁から送付された行政処分に係る通知書、命令書等の写しを提出させるとともに、関係する法令等の担当機関と協議すること。

シ 第三者への預託等については第三者の証明書等の写しなど預託等を明らかにする書面により判断すること。

掘下採取の場合の、埋戻しのための内部留保にあつては、法人税法基本通達2-2-4より未払金処理されている場合にのみ該当することから、処理方法を示す決算書等の書面により判断すること。

5. 変更認可等の手続き

認可事項に変更が生じた場合は、変更認可申請等の手続きを行うこと。なお、採取期間の延長は、原則として認めないこととする。

〔趣旨及び取扱い〕

採取計画の内容に変更が生じた場合は、下記の基準により取扱うこと。

(1) 変更認可

ア 岩石採取場の区域の変更

・面積増（概ね20%未満）、面積縮小（一部廃止）等

イ 岩石の種類の変更

ウ 採取量の増加

エ 採取方法の変更

・ベンチ高・幅の変更、新たに火薬を使用する場合又は使用火薬量の増加等

オ 排水処理等災害防止対策の変更

(2) 軽微な変更

ア 採取方法の変更を伴わない機械設備の更新や設置、沈殿池の強化等、変更によって新たに災害が発生するおそれがないもの

6. 公害防止

- (1) 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法の適用を受ける採取場については、これらの法令等で定める基準（上乘せ基準が適用になる場合はその基準）に適合していること。
- (2) 前(1)に掲げる法令等の適用のない採取場については、採取事務の態様に応じ、これらの法令等に準じるなど適正な公害防止対策が講じられていること。

〔趣旨及び取扱い〕

岩石採取は公害発生の原因になり易いことから、発生を防止するための対策が十分に講じられているかどうかを審査すること。特に、汚濁水の流出は社会問題につながり易いことから、その処理方法については十分留意すること。

- (1) 公害防止関係法の対象外である採取場の公害防止対策が適正であるかどうかについては、採取計画申請書に添付させた書類等から判断することとするが、必要であれば、実測データ等を提出させ、それにより判断すること。
- (2) 沈殿池が還流方式（清澄水を河川等に流出させる方式）である場合には、大雨によるオーバーフロー等がないように、計算式により算定された沈殿池容量より余裕ある容量をもっていること。
- (3) 汚濁水処理は採掘場所だけではなく、粉塵等による水質汚濁を防止するため、プラント、製品置場、廃土堆積場など採石に関するすべての施設からの排水について、処理がなされていること。

7. 採取跡地の整備

- (1) 採取跡地については、周辺の環境に調和し、災害及び危害の発生を防止するための十分な措置を行う計画であること。
- (2) 申請された採取期間において、最終残壁等が生じることとなる場合には、当該採取期間に採取跡地の整備を実施することが確実な計画であること。

〔趣旨及び取扱い〕

岩石採取は一定期間のある種の自然破壊であることから、その修復である跡地整備は不可欠である。跡地利用計画がないものについては、周辺の環境に応じた跡地整備を実施させること。ただし、修復する程度、内容については、採取場の立地場所、状況に応じて取り扱うこと。

また、整備の時期については、最終残壁等（これ以上採取しない場所）が生じた時点で実施させることとし、できる限り、最終残壁等が生じた認可期間内に整備を完了させること。

- (1) 跡地整備は次により取り扱うこと。

ア 残壁を有することとなる採取跡地の整備にあつては、残壁の崩落防止のため、法面を適当な高さ、幅を有する小段に整備し、種子吹付け、植樹等を行うほか、必要に応じて、土留工事を行わせること

イ 不要な沈殿池は埋戻しすること

ウ 堀下がりした採取跡地は、原則として、埋戻すこと

- (2) 住宅の近傍、市街地近郊等に設置される採取場については、景観その他に関し、苦情が生じることのないように、周辺の環境に適合した採取跡地の整備を実施させること。

- (3) 申請期間において、法面の整備、緑化、植樹等が必要かどうかの判断については、採取の進捗状況、今後の計画等を総合的に判断し、申請者の負担が過大にならないようにすること。特に、最終残壁等が生じない場合については、緑化、植樹等は要せず、落石、崩落などの災害が発生しない法面の整備で十分である。

8. 計画遂行能力等

適正に計画が実施されないと認められるものについては、計画の縮小、採取期間の短縮など、申請者に応じた採取計画への助言と指導を行うこと。

[趣旨及び取扱い]

採取場又は採取跡地の放置、乱開発などを防ぐため、採取計画の審査にあたっては、申請された採取計画の妥当性など、計画が適正に遂行されるかどうか判断すること。

- (1) 請負契約等により他者に採取を行わせる場合は、契約内容を十分審査し、事業の実態を把握したうえで、計画が適正に遂行できるかどうか判断すること。
- (2) 採取計画により、採取事業に従事することとなる採石業務管理者が、他の採取場の業務など当該業務以外の業務を兼務している場合は、当該採取場の業務管理者としての職務に支障がないと認められる場合にのみ認可すること。
- (3) 申請採取場において、常時、採取事業が行われないと認められる場合には、安全管理上又は災害防止上支障がないものについてのみ認可すること。

9. 事業保証

申請する期間に応じ、認可事務取扱要領第2の3に定める保証書、履行確約書が添付されていること。

[趣旨及び取扱い]

事業保証は、採取場の放置による災害等を防止することを目的に、申請者が倒産等により事業実施が不可能となったときあるいは行政の指導等を直ちに実施しないときなど、申請者に代わっての事業実施等を山形県骨材工業組合又は連帯保証人に請求することを規定したものであることから、その保証内容について十分審査すること。特に、保証書における連帯保証人の適否については厳格に審査すること。

- (1) 連帯保証人となる建設業者については、最新の山形県入札参加資格者名簿により確認を行い、又、連帯保証人となる採石業者については、最新の山形県採石業登録者名簿により確認を行うこと。
- (2) 連帯保証人の適否は、申請者に代わっての事業実施、特に跡地整備ができる能力の有無により判断すること。この場合、財務諸表だけではなく、採取場面積、重機の保有台数などの事業実施規模等から、総合的に判断すること。

(白紙)

山形県収入証紙
はりつけ欄
(消印をしないこと)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

採取計画認可申請書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び

法人にあつてはそ

の代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 採石登録第 号

電話番号

郵便番号

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1. 岩石採取場の区域

区分	所在地	地目		面積	所有者		権原の種類	備考 (契約期限)
		台帳	現況		住所	氏名		
採取場								
	小計							
破砕・選別工場								
	小計							
たい積場								
	小計							
沈殿池								
	小計							
その他								
	小計							
合計								

※注 採取場の区分は保全区域を含む。

2. 採取をする岩石の種類及び数量

岩石の種類	年間採取量(トン)								月間最大採取量 (トン)
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	計	
()									
()									
()									
計									

3. 採取の期間

年 月 日から 年 月 日まで
 (又は) 認可の日から 年 月 日まで
 今後の採取予定年数 () 年間

4. 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採掘方法

① 採掘方法

露天掘	坑内掘
階段式採掘法	残柱式採掘法
傾斜面採掘法	柱房式採掘法
グローリーホール法	中段採掘法
	シュリンケージ法

② 採取の概要

露天掘	表土の厚さ	最高	m	最小	m	平均	m
	表土の除去範囲					m ²	トン
	表土除去に使用する機械の名称及び台数						
	表土の除去方法						
	掘採する高さ	m	階段の高さ	m	階段の幅		
	計画階段数	段	掘採勾配	度	保全区域の幅		
	ベンチ形成方法						
	天盤の厚さ	m	坑の掘り下げ深度	m			
	残柱の大きさ及びその間隔						
	坑の幅及び坑道の支保						
坑道内の通気方法							

(2) 掘採の手段

手掘り	(概 要)		
機械掘り	機械の名称	形 式 及 び 能 力 等	台 数
			台

(3) 火 薬

① 火薬類使用の有無 有 ・ 無

② 火薬類の種類及び年間使用予定量

区 分	種 類	製 品 名	1 年 間 の 使 用 予 定 量
火 薬 (kg)			
爆 薬 (kg)			
雷 管 (個)			
導 火 線 (m)			

③ 発破規格（1回当たり）

通 常 の 場 合	さ く 孔 の 数	
	〃 径	
	〃 長 さ	
	〃 方 向	
	一孔当たりの装薬量	

④ 小 割 発 破

ア. 小割の有無 有 ・ 無

イ. 小割発破の有無 有 ・ 無

ウ. 小割機使用の有無 有 ・ 無

エ. 使用する機械の名称・能力・台数

機 械 の 名 称	形 式	能 力	台 数

(4) 破 碎 選 別

① 破碎選別の有無 有 ・ 無

② 選別の方法 手選別・機械破碎選別

③ 機械破碎選別による場合

ア. プラント月産能力 トン

イ. 使用する機械の名称・能力・台数等

機 械 の 名 称	能 力	台 数	備 考

(5) 水 洗

① 水洗の有無 有 ・ 無

② 水洗設備の名称
及び台数

名 称	
台 数	

③ 洗浄水の使用法 循環使用・直接排水

④ 取水場所、取水方法、取水量、使用する機械の名称及び台数

洗浄水の取水場所	洗浄水取水方法	1日当たり取水量	使用機械名称及び台数
河 川 水	ポ ン プ ア ッ プ	m ³ /日	
地 下 水	導 水 路 等 設 置	m ³ /日	
その他 ()	その他 ()	m ³ /日	
計		m ³ /日	台

(6) 採取場内における原石、製品、廃土、廃石の運搬機械

用 途	名 称	能 力	台 数	備 考
原 石				
製 品				
廃 土				
廃 石				

5. 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 岩石採取場の周辺300m以内における土地の利用状況及び公共施設、建物等の状況

(2) 一般的に予想される災害の態様及びその災害が影響を与える範囲並びに災害防止措置

① 土地の崩壊、亀裂、陥没、落石等

ア. 災害の態様及びその災害が影響を与える範囲

イ. 災害防止措置

② 騒音

ア. 騒音発生の態様及びその騒音が影響を与える範囲

イ. 騒音災害の防止措置

③ 振 動

ア．振動発生の様態及びその振動が影響を与える範囲

イ．振動災害の防止措置

④ 粉 じ ん

ア．粉じん発生の様態及びその粉じんが影響を与える範囲

イ．粉じん災害の防止措置

⑤ 飛 石

ア．飛石発生の様態及びその飛石が影響を与える範囲

イ．飛石災害の防止措置

⑥ 脱水ケーキの処理の方法

ア 脱水ケーキの発生量 m^3

イ 脱水ケーキの処理の方法

ウ たい積場の概要

たい積方法	サンドイッチ工法・その他（ ）		
たい積場の概要	面積 m^2 、容量 m^3 、	箇所	
一時たい積場の概要	面積 m^2 、容量 m^3 、	箇所	
たい積場（一時たい積場を含む）の立地条件			
たい積場内へ流入するおそれのある水及びたい積場内の流下水の排水施設			

(ア) 脱水ケーキの流出の態様及びその範囲

(イ) 脱水ケーキの流出防止措置

エ 脱水ケーキの搬出

・ 搬出先（たい積場以外）

・ 搬出容積 m^3

⑦ 汚濁水等の流出

ア. 採取場内水を排出する場合の措置

場内水の水質 及びその水量	
処 理 方 法	
処 理 施 設	
排 出 水 の 水 量 及 び 水 質	
殿物の処理方法	

注 場内水及び排出水の水量の積算根拠を明示（添付）すること

沈 殿 池

名 称	表面積	深さ	容量	還流・不還流の別	掘込式・築堤式の別

注 容量の積算根拠を明示（添付）すること

イ. 破碎選別施設からの排水

.....

.....

.....

ウ. 岩石採取場箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のため設置する施設

.....

.....

.....

⑧ 原石、製品及び廃土等の運搬等

ア. 岩石の運搬方法

積 載 量 別	台 数			1 日 平 均 の 延 運 転 台 数	備 考
	自家用	請 負	その他		
t車				自家用 台	
t車					
t車					
t車				請 負 台	
t車					
t車				その他 台	
t車					
t車				計 台	

注 「その他」には、買上げ業者が山元（砕石場を含む。）に来て直接運搬する車両を計上すること。

イ. 積み込み、運搬等に伴う事故、災害等の防止措置

1) 運搬道路の選定、運搬作業時刻等

2) 運搬中の粉じん発生防止及び運搬物の漏洩、落下防止

ウ． 過積載防止措置

エ． 積込み、運搬作業に従事する従業員その他関係者に対する教育方法

⑨ 採掘終了時の措置

ア. 隣地との間の保全区域の幅と崩壊防止の措置

イ. 残壁に対する措置

	項 目	措 置		項 目	措 置
ア	残壁の平均勾配	(度)	イ	小段の幅	(m)
ウ	小段の段数	(段)	エ	小段の掘削勾配	(度)
オ	小段の高さ	(m)			
カ	法面の措置				
				
				
				
				

ウ. 降雨時の土砂、汚濁水流出防止措置（風化岩石採取場のみ）

エ. 採掘終了後の人に対する危害防止措置

オ．構築物の処理

カ．緑化計画

1) 緑化の目的

2) 適用植物の選定

3) 基礎工の方法

4) 施工時期

5) 施工後の管理

キ．維持管理

ク．採掘完了後の土地の用途

6. 岩石の賦存の状況

- (1) 掘採区域及びその周辺の地形・地質、採取しようとする岩石の走向、傾斜、厚さ等及び表土の厚さ性質等。

- (2) 掘採区域内における採取しようとする岩石の賦存量

m³

7. 採取をする岩石の用途

採取しようとする岩石の名称	年間生産量 (トン)	年間生産量の製品別内訳(単位:トン)											
		砕石					石材					工業用原料	
		道路用	コンクリート用	鉄道道床用	砂	その他	小計	切石	間知石割石	割くり石	その他		小計
計													
主な仕向地													

(注) ア. 同一岩石採取場において、兼業として埋立て用岩石を採取する場合においては、製品生産高の最も多い業種の「その他」の欄に記入すること。

イ. 専業として埋立て用岩石を採取する場合及び工業用原料(採取業)の兼業として、埋立て用岩石を採取している場合にあっては、「石材」の「その他」の欄に記入すること。

ウ. 風化花こう岩(いわゆる真砂土)を採取する場合にあっては、「石材」の「その他」の欄に記入すること。

8. 廃土又は廃石のたい積の方法

(1) 廃土又は廃石の発生量 m^3

(2) たい積場の概要

たい積方法	水平層状・その他 ()		
たい積場の概要	面積	m^2 、容量	m^3 、箇所
一時たい積場の概要	面積	m^2 、容量	m^3 、箇所
たい積場（一時たい積場を含む）の立地条件			
たい積場内へ流入するおそれのある水及びたい積場内の流下水の排水施設			

① 廃土又は廃石の流出の態様及びその範囲

② 廃土又は廃石の流出防止措置

(3) 廃土又は廃石の搬出

・ 搬出先（たい積場以外）

・ 搬出容積 m^3

9. 岩石採取場管理事務所及び業務管理者の監督計画書

(1) 当該採取場を管理する事務所

名 称			
所 在 地	〒		
代 表 者		電 話 番 号	

(2) 当該事務所に置く業務管理者

氏 名	生年月日	住 所	合格 番号 認定	1日当たり 職務専念時間

(3) 当該事務所が管理するこの採取計画以外の採取場

採 取 場 所 在 地	業務管理者	採取計画認可について	
		第 号	年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
		第 号	年 月 日 年 月 日～ 年 月
		第 号	年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
		第 号	年 月 日 年 月 日～ 年 月 日

(4) 採取場の管理機構

(5) 業務管理者の監督方法

① 当該採取場に置く業務管理者

② 採取及び災害防止の監督

③ 従業員に対する災害防止に関する教育

④ 帳簿の記載及び報告

⑤ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合の対策及び措置

10. 採取計画区域と隣接地との境界表示について

(1) 隣接地との境界表示

① 境界線の表示方法

② 隣接地所有者との確認

(2) 保全区域の表示方法

(要領様式第1-2号)

採取計画の事前協議書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所
氏名又は名称
(法人にあっては、
その代表者の氏名)

登録年月日 年 月 日

登録番号 採石登録第 号

岩石採取計画認可事務取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり事前協議を行います。

1 採取計画の概要

(1) 岩石採取場の所在地

(2) 採取区域の面積 (最終拡大予定面積)

約 m² (約 m²)

(3) 岩石の種類 : 採取量 : 約 t

(4) 採取予定期間 (終了まで)

年 月 日 から 年 月 日 まで

(5) 採掘の方法

(6) 火薬の使用の有無 (有 ・ 無)

(7) 廃水処理の方法（排水施設・排水先等）

(8) 廃土石処理の方法（堆積場所・堆積方法・土留施設等）

2 跡地整備計画等

(1) 跡地の利用方法・目的

(2) 緑化の方法

(3) 跡地整備履行の保証

3 必要と思われる他法令関係の許認可等

(参考)

- ・ 森林法・道路法・河川法・特定施設設置届・農地法・里道・公有水面・都市計画法
- ・ 市町村道等通行許可・埋蔵文化財調査・砂防法・自然公園条例・その他

4 その他市町村、地域住民等と協議が必要になるとと思われる事項

※ 添付書類（併用できるものは併用してよい。）

- ① 位置図—国道又は県道までの搬出予定経路を入れること。
- ② 付近見取り図—道路、河川、住宅等が分かる簡単なものでよい。
- ③ 字図—地目を記入すること。（申請予定区域を明示すること。）
- ④ 現況平面図—沈殿池・排水予定経路を明示すること。測量が済んでいない場合は地形が分かる簡単なものでよい。

(事 業 者) 殿

山形県知事

岩石採取計画の事前協議について(回答)

年 月 日付けで協議のありましたことについては、次のとおり回答します。

記

採取予定地	
協議結果	① 特に問題がない
	② 岩石採取計画を策定する際は、次の事項について(十分)注意すること。
	③ 次の理由により認められない。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保 証 書

年 月 日

山形県知事 殿

連帯保証人住所
登 録 番 号 第 号
氏名または名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所
登 録 番 号 第 号
氏名または名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

今般、下記申請人の岩石採取認可申請について、採石災害の防止措置及び採取跡地の整備に関し、これを完全に履行しなかった場合には、代行することを保証いたします。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 申 請 人 | 所在地（住所）
名称、代表者（氏名） |
| 2 申請（予定）年月日 | 年 月 日 |
| 3 採取場の位置 | |
| 4 採取場の面積 | |
| 5 採取数量 | 1年目 t、2年目 t、3年目 t、
4年目 t、5年目 t、6年目 t、
7年目 t、計 t |
| 6 採取期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |

添付書類

- 1 法人にあつては、過去2年間の決算書、法人事業税の納税証明書
- 2 個人にあつては、過去2年間の個人事業税の納税証明書、資産証明書

履 行 確 約 書

年 月 日

山形県知事 殿

山形県骨材工業組合
理事長

山形県骨材工業組合は、下記申請人に係る採石災害の防止措置及び採取跡地の整備については、当組合の保証事業規約に基づき、共同事業として履行することを確約いたします。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 申請人 | 所在地（住所）
名称、代表者（氏名） |
| 2 申請（予定）年月日 | 年 月 日 |
| 3 採取場の位置 | |
| 4 採取場の面積 | m ² |
| 5 採取数量 | 1年目 t、2年目 t、3年目 t、
4年目 t、5年目 t、6年目 t、
7年目 t、計 t |
| 6 保証期間 | 原則として認可期間とする。 |

山形県収
入証紙は
り付欄
（消印をし
ないこと）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

採取計画の変更認可申請書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1. 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変 更 の 内 容

2. 変更の理由

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

(要領様式第5号)

指令 第 号

令 達 先

年 月 日付で申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、下記のとおり（条件を付けて）認可する。

年 月 日

山 形 県 知 事

記

1 採 取 期 間

年 月 日から 年 月 日

2 採 取 場 所 在 地

3 採 取 面 積 及 び m^2
採 取 予 定 数 量 t

(以下、条件が付いた場合に記入する)

条 件

- ・毎年12月15日まで別添「採取場自主評価書」を提出すること。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、採石法第39条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
- 3 上記2の裁定の取消しの訴えについては、その裁定書の正本が到達した日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に提起することができる。

(要領様式第6号)

指令 第 号

令 達 先

年 月 日付けで申請のあった岩石採取計画の変更については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定により認可する。

年 月 日

山 形 県 知 事

記

1 採 取 期 間

年 月 日から 年 月 日

2 採取場所在地

3 採取面積及び m^2

採取予定数量 t

(要領様式第7号)

指令 第 号

令 達 先

年 月 日付で申請のあった岩石採取計画（の変更）については、下記の理由により採石法（昭和25年法律第291号）第33条（第33条の5）の規定による認可をしない。

年 月 日

山 形 県 知 事

記

理 由

1

2

3

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、採石法（昭和25年法律第291号）第39条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
- 3 上記2の裁定の取消しの訴えについては、その裁定書の正本が到達した日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に提起することができる。

産 業 労 働 部 長 殿

総 合 支 庁 長

岩石採取計画の認可について（報告）

年 月 日付けで申請のあった岩石採取計画は、別添指令書（写し）のとおり認可されたので、下記により報告します。

記

- 1 採石業者住所
氏名又は名称
及び代表者名
- 2 登 録 番 号 () 採石第 号
- 3 採取場所在地
- 4 認 可 年 月 日 年 月 日
及び認可期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 新規又は継続
の 区 分 イ. 新規 ロ. 継続 ハ. その他 ()
- 6 保証の区分 イ. 連帯保証書 ロ. 履行確約書
- 7 採取場面積
- 8 岩石の種類
- 9 岩石の主たる
用途区分 1. 砕骨材 2. 石材 3. 盛土 4. 培土 5. 工業用原料
- 10 採取量(計) t
- 11 備 考

産 業 労 働 部 長 殿

総 合 支 庁 長

岩石採取計画の変更認可について（報告）

年 月 日付けで申請のあった岩石採取計画の変更は、別添指令書（写し）の
とおり認可されたので、下記により報告します。

記

1 採石業者住所

氏名又は名称
及び代表者名

2 登 録 番 号 () 採石第 号

3 採取場所在地

4 変更認可年月日 年 月 日

及び認可期間 年 月 日～ 年 月 日

5 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

6 変更の理由

※5 変更の内容については、表以外による記載でも可。

(要領様式第10号)

第 号
年 月 日

産 業 労 働 部 長 殿

総 合 支 庁 長

岩石採取計画の（変更）不認可について（報告）

年 月 日付けで申請のあった岩石採取計画（の変更）は、別添指令書（写し）
のとおり不認可としたので、下記により報告します。

記

- 1 採石業者住所
氏名又は名称
及び代表者名
- 2 登 録 番 号 () 採石第 号
- 3 申 請 採 取 場
所 在 地

(要領様式第11号)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽微な変更届書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

(白紙)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

岩石採取休止・廃止届書

年 月 日

山形県知事

殿

住 所

氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日（休止の場合にあつては、再開予定年月日）
- 3 当該岩石採取場の状況

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。
- 4 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

様

山 形 県 知 事

岩石採取休止・廃止届書の受理について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記岩石採取場に係る岩石採取休止・廃止届に
ついては、年 月 日に受理したので通知します。

記

1 岩石採取場の認可年月日及び認可番号

年 月 日付け指令 第 号

2 岩石採取場

(要領様式第14号)

第 号
年 月 日

殿

山 形 県 知 事

岩石採取休止・廃止届書の受理について（通知）

このことについて、別紙のとおり受理したので通知します。

(要領様式第15号)

第 号
年 月 日

産 業 労 働 部 長 殿

総 合 支 庁 長

岩石採取休止・廃止届書の受理について（通知）

このことについて、別紙のとおり受理したので通知します。

(要領様式第16号)

指令 第 号

令 達 先

年 月 日付け指令 第 号で認可した採取計画について、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の9の規定により、下記のとおり変更を命じる。

年 月 日

山 形 県 知 事

記

(理 由)

(変更の内容)

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、採石法第39条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
- 3 上記2の裁定の取消しの訴えについては、その裁定書の正本が到達した日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に提起することができる。

(要領様式第17号)

指令 第 号

令 達 先

年 月 日付け指令 第 号で認可した採取計画について、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の13第1項（又は第2項）の規定により、下記のとおり を命じる。

年 月 日

山 形 県 知 事

記

(理 由)

(変更の内容)

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山形県知事に対して審査請求をすることができる。

殿

山 形 県 知 事

岩石採取計画に係る意見聴取について（照会）

このことについて、別添のとおり申請がありましたので、別紙事項について採石法（昭和25年法律第291号）第33条の6の規定により、貴職の意見を求めます。

3 岩石採取に伴う災害防止の方法等について

(1) 表土及び廃土石の処理施設、方法は適切か。

(2) 雨水、湧水等による汚濁流出防止の措置は適切か。

(3) 粉じん、騒音及び振動の防止法は適切か。

4 総合意見

(要領様式第19号)

第 号
年 月 日

殿

山 形 県 知 事

岩石採取計画の認可について（通知）

年 月 日付け 第 号で回答のあったこのことについて、別紙
のとおり認可したので、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の6の規定により通知し
ます。

※指令書写し添付

採取場自主評価書

(記載現在： 年 月 日)

所在地（住所）	
名 称	
代 表 者 名	
岩石採取場所在地	
採取認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日

項 目	評価区分	説 明
1 採取場の管理関係		
(1) 採石場を見回っているか	はい・いいえ	見回り回数 月 回 日 回
(2) 従事者の安全教育を実施しているか	はい・いいえ	実施回数：年 回 最近の実施日： 年 月 日
(3) 災害避難訓練を実施しているか	はい・いいえ	実施回数：年 回 最近の実施日： 年 月 日
(4) 講習会等に参加しているか	はい・いいえ	
(5) 操業時間の状況		就業開始時刻 時 分 就業終了時刻 時 分
(6) プラントの定期点検を実施しているか	はい・いいえ	最近の実施日 年 月 日
(7) 浮石の点検を実施しているか	はい・いいえ	点検回数 月・日 回
(8) 隣地、沢への落石、土砂流出はないか	はい・いいえ	
2 採掘関係		
(1) 採取計画の現状は		現在の状況（段数など）
(2) 岩石賦存状況に変化はないか	はい・いいえ	岩石変化の状況
(3) 保全区域の崩壊などはないか	はい・いいえ	
3 第三者の安全関係		
(1) 法定の標識を掲げているか 警告など標識を設置しているか	はい・いいえ はい・いいえ	
(2) 沈殿池等危険箇所の危害防止は十分か	はい・いいえ	危害防止の内容
(3) 重機類の管理は適正か	はい・いいえ	鍵の管理方法等
(4) 輸送経路の交通安全に配慮しているか	はい・いいえ	自主規制 有 無
4 公害防止関係		
(1) 汚濁水の処理は適正か	はい・いいえ	
(2) 沈殿地は浚渫しているか	はい・いいえ	浚渫回数：年 回
(3) 場内排水路は適正か	はい・いいえ	管理状況
(4) 騒音、粉塵の対策は適正か	はい・いいえ	
(5) 公道汚染の清掃を実施しているか	はい・いいえ	
その他		
日常時に環境に気を使っている事項		

(審査基準様式2)

年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業所所在地
事業所名
代表者名
労働保険番号

証 明 願

年 月 日から 年 月 日までの間における貴署管内での当社の労働災害発生状況は、下記のとおりであることを証明願います。

記

1. 貴署に対する労働災害発生報告 あり (件) ・ なし
2. 労働災害の内容 別紙(裏面)のとおり
3. 採取場の所在地

証 明 書

年 月 日

殿

当署において上記事業場にかかる労働者死傷病報告を受理して いる ことを
いない
証明します。

労働基準監督署長

(別紙)

労働災害の発生状況

災害発生 年 月 日	災害発生状況並びに発生原因	死亡日時又は 休業日数

(白紙)

採取計画認可申請書作成要領

平成11年4月1日施行
平成22年4月1日改正
平成29年10月2日改正
令和3年8月31日改正
令和6年3月25日改正

第1 申請書の作成

A 申請書作成に関する一般的な注意事項

- 1 申請書の様式は、山形県岩石採取計画認可事務取扱要領（以下「認可要領」という。）の様式第1号とし、用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 申請書には認可要領別表第1号の「採取計画認可申請書添付書類一覧表」に掲げる書類及びその一覧表を添付することとし、添付書類の編綴は「添付書類・図面等綴込み順序一覧表」（別表第1号）により行うこと。
- 3 申請書の記載事項で申請書中の項目に書ききれない場合は、別紙とすること。
- 4 申請書への記載事項は認可要領別紙1の「岩石採取計画審査基準」及び「採石技術指導基準書」（以下「基準書」という。）に適合すること。

B 申請書の記載

○ 申請者関係

- (1) 申請年月日は、日まで必ず記載すること。
- (2) 住所氏名又は名称等
 - ① 住所及び氏名又は名称の欄は、採石業者の登録事項と同じであること。登録事項に変更がある場合は、変更の届出を行うこと。
 - ② 郵便番号、電話番号を必ず記載すること。
- (3) 登録年月日、登録番号
採石業者登録通知と同じであること。
(添付書類)
 - ・採石業者の登録を受けていることを示す書面（採石業者登録通知書の写し）
 - ・採取権原関係の書類
 - ・他の行政庁の許認可関係の書類

1 岩石採取場の区域

- (1) 採取場、破碎・選別工場、たい積場、沈殿池及びその他（附属施設）の区分について、所在地（地番まで表示すること）、地目（登記簿上及び現況）、面積（実測面積）、土地所有者の住所、氏名及び権原の種類を記載すること。
- (2) 他人の所有する土地で採取するとき、又は土地を借り上げるときなどは、契約期間等を備考欄に記載すること。
- (3) 保全区域は採取場を含めて記載すること。また、採取場への取付道路等は、その他の区分に記載すること。
(添付書類)
 - ・岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
 - ・岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面（縮尺1/3,000～1/5,000）

2 採取をする岩石の種類及び数量

- (1) 法第2条に規定する岩石の名称を記載し、通称名がある場合には（ ）内にその名称を併記すること。
- (2) 対象岩石が2種類以上の場合には、すべての岩石名を記載すること。
- (3) 採取量は岩石の種類ごとに年次別の採取量、認可期間内における総採取量及び月間最大採取量をトン単位で記載すること。
- (4) 砕石の生産等を目的とするときは、除去する表土並びに風化岩石等は、岩石と区別して記載すること。
- (5) 採取量は、土量計算書において求めた体積（ m^3 ）に比重を乗じて求めること。
（添付書類）
・土量計算書

3 採取の期間

- (1) 採取の期間は原則として3年以内とすること。なお、岩石採取計画審査基準の4採取期間(2)に該当する場合は5年以内とし、同(3)に該当する場合は7年以内とすること。
- (2) 他法令による許認可等の期間と整合していること。
- (3) 採掘終了後の跡地処理工事を行う場合にあっては、当該工事に要する期間を含めた期間とすること。
- (4) 今後の採取予定年数は、今回の申請を含めないで記載すること。

4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採掘方法

① 採掘方法

該当する採掘方法を○で囲むこと。

② 採取の概要

（露天掘りの場合）

ア 表土の厚さについては、原石山の調査結果等から、最高、最小、平均の厚さを記入すること。

イ 表土の除去範囲については、採取計画を記入した実測平面図及び実測縦断図から面積を計算し、平方メートル単位で記載すること。

ウ 表土の除去量については、土量計算書等で求めた体積に比重を乗じてトン単位で記載すること。

エ 表土除去に使用する機械の名称及び台数については、その能力等についても記載すること。

オ 階段の高さ、階段の幅、掘採勾配（掘削面の傾斜）、保全区域の幅は基準書に従って記載すること。基準書に記載されている原則値は、次表のとおり。

	階段の高さ	ベンチの幅	掘採勾配	保全区域の幅
採石用 原石の採掘	15 m 以下	Wm以上 $W = S + R$	75° 以下	5 m 以上
石材用 原石の採掘	20 m 以下	Wm以上 $W = R$	安全を保持 しうる傾斜	
風化岩石の 採掘	5 m 以下	Wm以上 $W = S + R$	45° 以下	
工業原料用 原石の採掘	その岩質及び採掘条件等に応じ、上記の方法を準用			

☆ S は起砕石の広がり幅、R は使用機械が安全に作業できる幅

カ 計画階段数、階段の幅、掘採勾配は、最終残壁を記載するものではなく、認可期間中における計画を記載すること。

キ ベンチ形成方法は、オープンシュート式階段採掘法等により採取する場合で、地山の中腹に広いベンチを設ける場合等について、その状況等を記載すること。

(坑内掘りの場合)

ク 基準書に従い、各項目について記載すること。

(添付書類)

- ・掘採に係る土地の実測平面図（縮尺1/500～1/1,000）
- ・掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図（実測平面図と同縮尺）
- ・求積図（任意の縮尺）
- ・採掘規格図（任意の縮尺）
- ・垂直残柱の強度計算に関する書面及び図面 [坑内掘（中段採掘法）の場合]

(2) 掘採の手段

- ① 手掘りの場合は、工具、採掘方法等その状況を記載すること。
- ② 機械掘りの場合は、使用する削岩機、削孔機、岩石切断機、その他の主要な掘削機械及び空気圧縮機械の名称、能力、台数について記載すること。

(3) 火薬

- ① 火薬類使用の有無
火薬類使用の有無について該当する方を○で囲むこと。
- ② 火薬類の種別及び年間使用予定量
火薬類を使用する場合は、その種別（火薬、爆薬、火工品ごとの各銘柄）及び年間使用予定量を記載すること。

③ 発破規格

通常の場合におけるせん孔の径、長さ、方向及び1孔当たりの装薬量等について記載すること。

④ 小割発破

ア 小割の有無について、該当する方を○で囲むこと。

イ 小割発破の有無について、該当する方を○で囲むこと。

ウ 小割機使用の有無について、該当する方を○で囲むこと。

エ 小割機を使用する場合、使用する機械の名称、形式、能力、台数について記載すること。

(添付書類)

- ・発破規格図

(4) 破碎選別

① 破碎選別の有無について、該当する方を○で囲むこと。

② 選別の方法について、手選別・機械破碎選別のどちらか該当する方を○で囲むこと。

③ 機械破碎選別による場合

ア プラントの月産能力について、トン単位で記載すること。

イ フロー番号欄には、破碎選別系統図の機械等に付した番号を記載すること。

ウ 区分欄には、選別、1次破碎、2次破碎等の区分を記載すること。

エ 使用する機械の名称、能力、台数について記載すること。

(添付書類)

- ・破碎選別系統図

(5) 水 洗

① 水洗の有無について、該当する方を○で囲むこと。

② 水洗設備の名称、台数について記載すること。

③ 洗浄水の使用方法について、該当する方を○で囲むこと。

④ 洗浄水の取水場所、取水方法、取水量、使用する機械の名称等

ア 洗浄水の取水場所について、該当する項目を○で囲むこと。その他の場合は、
() 内に具体的な取水場所を記載すること。

イ 洗浄水の取水方法について、該当する項目を○で囲むこと。その他の場合は、
() 内に具体的な取水方法について記載すること。

ウ 1日当たりの平均取水量(使用水量)を立方メートル単位で記載すること。

(添付書類)

- ・取水、排水系統図
- ・取水場所が河川の場合は、許可書の写し

(6) 採取場内における原石、製品、廃土、廃石の運搬機械

- ① 採取場内における原石、廃土、廃石又は製品の運搬に使用する機械の名称、能力、台数を記載すること。

(添付書類)

・場内運搬系統図

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 岩石採取場の周辺300m以内における土地の利用状況及び公共施設、建物等の状況

- ① 「岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面」に記載することになるが、この欄に文章として必ず記載すること。
- ② 土地の利用状況及び公共施設、建物等の状況を簡潔に記載すること。
- ③ 採取場から各施設等までの最短直線距離を記載すること。
- ④ 付近道路については、1日の交通量、一般通行人等について記載すること。
- ⑤ 農地等の状況について記載すること。
- ⑥ 「公共施設」とは、法第10条第1項第1号に示す施設等である。

(2) 一般的に予想される災害の態様及びその災害が影響を与える範囲並びに災害防止措置

① 土地の崩壊、亀裂、陥没、落石等

ア 災害の態様及びその災害が影響を与える範囲

- i 一般的に予想される災害の態様及び災害が影響を与える範囲について、記載すること。
- ii 豪雨、地震等の自然災害に起因する災害の可能性も含めて記載すること。

イ 災害防止措置

【露天掘の場合】

- i 可能な限り具体的に記載すること。
- ii 前記4-(1)-②において記述した採取方法の採用に際し配慮した、保全距離、表土除去方法、掘採勾配、掘採箇所の点検方法、浮石等の確認除去方法、転落石の防護柵等について記載すること。

【坑内掘の場合】

- i 可能な限り具体的に記載すること。
- ii 前記4-(1)-②において記述した採取方法の採用に際し配慮した、天盤の厚さ、支柱残柱の設置、掘採箇所の点検方法等について記載すること。

(添付書類)

・試錐柱状図 [坑内掘の場合]

② 騒音

ア 騒音発生の態様及びその騒音が影響を与える範囲

- i 主な騒音発生源とその騒音のおよぶ範囲について記載すること。
 - ii 騒音規制法に基づく指定地域にあっては、その騒音規制基準について必ず記載すること。
- イ 騒音災害の防止措置
- i 建屋での被覆、遮音壁の設置、作業時間帯の調整等について記載すること。
 - ii 騒音規制基準を上回る騒音を発生する可能性のある騒音発生源については、特に詳細に記載すること。

③ 振 動

- ア 振動発生の態様及びその振動が影響を与える範囲
- i 主な振動発生源とその振動がおよぶ範囲について記載すること。
 - ii 振動規制法に基づく指定地域にあっては、その振動規制基準について必ず記載すること。
- イ 振動災害の防止措置
- 破砕選別施設等の振動発生源における防振対策、積込、運搬等に伴う振動防止対策等について記載すること。
- 振動規制基準を上回る振動を発生する可能性のある振動発生源については、特に詳細に記載すること。

④ 粉じん

- ア 粉じん発生の態様及びその粉じんが影響を与える範囲
- i 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設に該当する施設とその施設からの粉じんがおよぶ範囲について記載すること。
 - ii 上記以外に粉じんを発生させる施設、機械、作業等及びその粉じんがおよぶ範囲について記載すること。
- イ 粉じん災害の防止措置
- i 前記 i に該当する施設について、大気汚染防止法施行規則第16条に規定する構造等に関する基準に基づく粉じん防止措置を記載すること。
 - ii 前記 ii に該当する施設、機械、作業等について、その粉じん飛散防止措置を記載すること。

(添付書類)

- ・大気汚染防止法の基準に基づく粉じん防止措置についての構造を示す図面
[大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設に該当する施設]

⑤ 飛 石

- ア 飛石発生の態様及びその飛石が影響を与える範囲
- i 飛石の発生源（発破、小割発破、落石等）とその飛石がおよぶ範囲について記

載すること。

イ 飛石災害の防止措置

- i 掘削方向、発破孔のさく孔方向、適正装薬量による災害防止方法について記載すること。
- ii 危険防止のための危険区域の設定、同区域の見張人の配置、発破時刻の定刻化、発破警報等の措置について記載すること。
- iii 危険区域内に公共施設又は建物等がある場合は、飛石防護網の設置等の措置を行い、その内容を記載すること。
- iv 小割発破を行う場合は、適正装薬量、飛石防護網等の設置を行い、その内容を記載すること。
- v 原石押し出し等による場合は、落下地点周辺に防堰堤の設置を行い、作業時間の定刻化、見張人の設置等、その内容を記載すること。

⑥ 脱水ケーキの処理の方法

(注意：脱水ケーキの処理の方法については、事前に総合支庁環境担当課に相談すること)

ア 脱水ケーキの発生量

- i 脱水ケーキの発生量について、立方メートル単位で記載すること。

イ 脱水ケーキの処理の方法

- i 脱水ケーキの処理の方法について、具体的に記載すること。

ウ たい積場の概要

- i 原則としてサンドイッチ工法によることとし、その他の場合は（ ）内にそのたい積方法（まき出し、投下等）を記載すること。
 - ii たい積場の面積については平方メートル単位で、容量については立方メートル単位で記載し、箇所数についても記載すること。
 - iii 一時たい積場がある場合は、イに準じて記載すること。
 - iv たい積場（一時たい積場を含む）の立地条件については、地形の概要、下方における公共施設、人家等の存在等について記載すること。なお、基準書には、たい積場設置における位置選定条件として、以下の7点が記載されている。
 - ① 下流側の近くに人家、構築物等が存在しないこと。
 - ② 土石の流入が少ないこと。
 - ③ 山崩れ、地すべり等のおそれがないこと。
 - ④ 集水量の大きい地形でないこと。
 - ⑤ 湧水量が少なく、基礎地盤が適切なものであること。
 - ⑥ 河川の付近はできるだけ避けること。
 - ⑦ ①～⑥のほか、たい積物の流出等の観点から不適切な場所でないこと。
 - v たい積場内へ流入するおそれのある水及びたい積場内の流下水の排水施設について、沢水等の流入水、集中豪雨時におけるたい積場への流入水、降雨時におけるたい積場内流下水の排水施設について記載すること。
- (ア) 脱水ケーキの流出の態様及びその範囲

- a 集中豪雨時等における、脱水ケーキの流出や河川汚濁について、その影響がおよぶ範囲を記載すること。

(イ) 脱水ケーキの流出防止措置

- a 1回の積み上げ高さ及び転圧時の勾配等について記載するとともに、のり尻における土留施設について記載すること。河川汚濁等に関する対策についても記載すること。また、たい積終了後における安全点検等にかかる維持管理について、記載すること。

エ 脱水ケーキの搬出

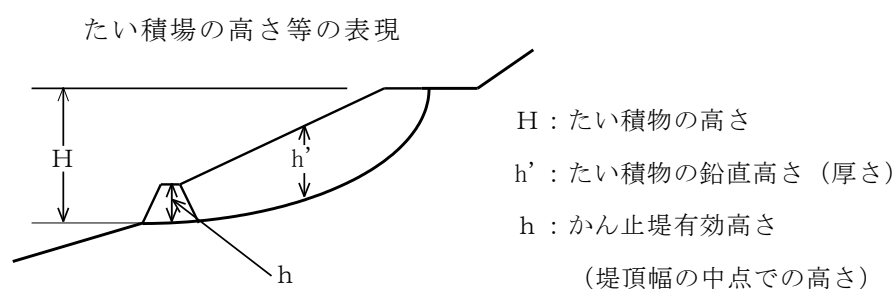
- i 搬出先は、採取場外に搬出する場合で、たい積場以外の場所（埋立地等）に搬出する場合の搬出先を記載すること。
- ii iの場合における搬出量について、立方メートル単位で記載すること。

(添付書類)

- ・脱水ケーキの発生量計算書
- ・たい積場設計書及び図面 [たい積場の排水施設含む]
- ・土留施設設計書及び図面
- ・埋立用地等確保書面 [脱水ケーキを埋立地等へ搬出する場合]
- ・土留施設の強度計算書及びたい積場安定計算書

次の各号の一つに該当するたい積場を設置する場合に添付すること。

- ① 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高(h')の最大値が10mを超えるもの。
- ② 土留施設の有効高さ(h)が5mを超えるもの。
- ③ 土留施設ののり尻からたい積面までの高さ(H)の最大値が30mを超えるもの。
- ④ 前記①～③に掲げるもののほか、災害防止のために必要と認められるもの。



⑦ 汚濁水等の流出

ア 採取場内水を排出する場合の措置

- i 採取場内水の水質（pH、浮遊物質濃度 [SS] 等）及びその水量（1日当たりの平均的な水量とし、立方メートル単位とする。）を排出源別に記載すること。

なお、降雨水については最大値も記載することとし、最大値は50年に1回起こると考えられる確立雨量と土砂混入率（増加する割合）を考慮して $m^3/秒$ 単位で記入すること。

- ii 処理方法については、降雨水等が採取場内を流れることにより発生する汚濁水

の処理方法について、排水路による導水の状況、沈殿池による処理、凝固剤等の使用について記載すること。

iii 処理施設については、排水路の規格・延長、沈殿池の規格等について記載すること。

iv 排出水の水量及び水質については、排出口別に1日当たりの平均的な水量を立方メートル単位で記載し、水質についてはpH、浮遊物質量(SS)等水質汚濁防止法に基づく排水基準を遵守できる旨の説明を記載すること。

v 殿物の処理方法について、浚渫頻度、乾燥方法、搬出先等について記載すること。

vi 沈殿池について、名称(第1、第2沈殿池等)、表面積(平方メートル単位)、深さ(メートル単位)、容量(立方メートル単位)、還流・不還流の別、掘込式・築堤式の別について記載すること。

イ 破砕選別施設からの排水

i 破砕選別施設からの排水の水質(pH、浮遊物質量[SS]等)及びその水量(1日当たりの平均的な水量とし、立方メートル単位とする。)について、排出口別に記載すること。

ii 排水の処理の方法及び沈殿池等について記載すること。

ウ 岩石採取場箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のため設置した施設について記載すること。

(添付書類)

- ・採取場内水及び破砕選別施設からの排水の処理施設の設計書及び図面
- ・汚濁水処理系統図

⑧ 原石、製品及び廃土等の運搬等

ア 岩石の運搬方法

i 本表は、採石場又はプラントから原石、製品及び廃土等を外部に運搬する方法について、積載量別に車両の台数(自家用、請負ごと)、1日平均の延運転台数(自家用、請負に分けて、その台数に運搬先との往復回数を乗じて求める)、備考欄には請負がある場合は請負業者名を記載すること。なお、その他には、買上げ業者が採石場に来て直接運搬する車両を計上すること。

イ 積込み、運搬等に伴う事故、災害の防止措置

i 運搬道路の選定、運搬作業時刻等については、付近住民への影響を考慮した路線の選定、学童の通学時間を避けた運搬時間の設定等の留意した点について記載すること。

- ii 運搬中の粉じん発生防止及び運搬物の漏洩、落下防止策については、採取場内出口付近への洗車ピットの設置、公道に至るまでの道路の散水、路面の整備、清掃、車両の落下防止シートの装着等について記載すること。

ウ 過積載防止措置

- i 積載後のダンプトラックの検量方法、運行責任者の配置、従業員及び関係者への教育等の対策を記載すること。

エ 積込み、運搬作業に従事する従業員その他関係者に対する教育方法

- i 朝礼時の作業安全点検や定期的を開催する安全会議や講習会等災害防止のための教育方法を記載する。

(添付書類)

- ・採取場から国道若しくは県道に至るまでの搬出経路図
- ・国道若しくは県道に至るまでの私道を通行する権利を有する書面

⑨ 採掘終了時の措置

ア 隣地との間の保全区域の幅と崩壊防止の措置

- i 隣地との保全距離（5 m以上）について記載すること。

保全区域に接する地域の表土除去後における法面勾配（安定勾配40°以下）及び崩壊防止のための土羽打ち（整地、締め固め）、土留工、緑化工等を記載すること。

イ 残壁に対する措置

- i 表中の項目（ア～オ）について、その措置をそれぞれ記入すること。
- ii 小段の段数等については、採掘が終了した箇所及び申請する期間内に終了する予定の箇所について記載すること。
- iii 法面の措置については、形成された残壁に対する緑化等の措置について記載すること。

ウ 降雨時の土砂、汚濁水流出防止措置（風化岩石採取場のみ）

- i 風化岩石採取場については、採取場上方の山腹水の流入を防止するための導水路の設置、土留工の設置、張芝工等、実際に行う可能な整備について記入すること。

エ 採掘終了後の人に対する危害防止措置

- i 残壁の浮石の除去、立入禁止の標識設置、降雨（湧水、融雪水）等による崩壊防止のための集水路、導水路、排水路等の構造物等、実際に施行するものについて記載すること。

オ 構築物の処理

- i 採掘終了後における構築物（現場事務所、プラント、沈殿池等）の処理について

て記載すること。

カ 緑化計画

i 緑化の目的については、水土保全、環境保全、景観保全、生態系保全について、どの機能を主な目的として緑化するかについて記載すること。なお、できるだけこれらの機能を併せ持つような緑化目的を設定すること。

ii 適用植物の選定については、採取場のある地域の気象条件、採取場の土壌条件などを考慮し、復元すべき目標について、高木、低木、草本、つるなど特殊樹草ごとに選定した種類を記載すること。なお、選定にあたっては、草本の単純群落は防災上、景観上、好ましくないため可能な限り木本を併用すること。

iii 基礎工の方法

小段における緑化のための客土工等について記載すること。なお、小段から客土が流出する恐れがある場合は、土のうやネットなどの設置について、また、過湿と乾燥のおそれがある場合は、排水施設や被覆工等の施工について記載すること。

iv 施工時期

残壁形成後の緑化施工の時期について、選定植物、方法、気象条件等を考慮した施工時期について記載すること。

v 施工後の管理

緑化工施工後における追肥、不成功地への補植など、施工後の管理について記載すること。

キ 維持管理

i 採掘終了後における跡地処理工事等の安定するまで、又は、採掘跡地の管理責任が消滅するまでの採掘跡地の点検、管理について記載すること。

ク 採掘完了後の土地の用途

i 採掘完了後における地権者又は使用者の使用計画について記載すること。

(添付書類)

- ・採掘終了後の平面図及び断面図（任意の縮尺）
- ・緑化計画図
- ・緑化規格図
- ・採取跡における災害防止のために必要な資金計画を記載した書面

6 岩石の賦存の状況

(1) 掘採区域及びその周辺の地形・地質・採取しようとする岩石の走向、傾斜、厚さ等及び表土の厚さ・性質等。

掘採区域及びその周辺の地形の概況、地質の構造、分布等及び目的岩石の走向、傾斜、厚さ等について記載し、これらを記載した「地質図」を作成すること。表土の厚さ、性

質等について記載すること。試錐を実施した場合は、その結果について記載すること。

(2) 掘採区域内における採取しようとする岩石の賦存量

岩石採取場における、全体の岩石採取可能量（岩石賦存量）について記載すること。

（添付書類）

- ・地質図
- ・岩石賦存量計算書

7 採取をする岩石の用途

- (1) 1年間に採取しようとする岩石の用途別生産量の予想量を表により記載すること。
- (2) 主な仕向地は、「○△市」、「○×市とその周辺」と記載すること。
- (3) 碎石と一緒に出る土等は碎石のその他の欄に記載すること。

8 廃土又は廃石のたい積の方法

(1) 廃土又は廃石の発生量

ア 廃土又は廃石の発生量について、立方メートル単位で記載すること。

(2) たい積場の概要

ア 原則として水平層状たい積法によることとし、その他の場合は（ ）内にそのたい積方法（まき出し、投下等）を記載すること。

イ たい積場の面積については平方メートル単位で、容量については立方メートル単位で記載し、箇所数についても記載すること。

ウ 一時たい積場がある場合は、iiに準じて記載すること。

エ たい積場（一時たい積場を含む）の立地条件については、地形の概要、下方における公共施設、人家等の存在等について記載すること。なお、基準書には、たい積場設置における位置選定条件として、以下の7点が記載されている。

- ① 下流側の近くに人家、構築物等が存在しないこと。
- ② 土石の流入が少ないこと。
- ③ 山崩れ、地すべり等のおそれがないこと。
- ④ 集水量の大きい地形でないこと。
- ⑤ 湧水量が少なく、基礎地盤が適切なものであること。
- ⑥ 河川の付近はできるだけ避けること。
- ⑦ ①～⑥のほか、たい積物の流出等の観点から不適切な場所でないこと。

オ たい積場内へ流入するおそれのある水及びたい積場内の流下水の排水施設について、沢水等の流入水、集中豪雨時におけるたい積場への流入水、降雨時におけるたい積場内流下水の排水施設について記載すること。

① 廃土又は廃石の流出の態様及びその範囲

ア 集中豪雨時等における、廃土の流出や河川汚濁について、その影響がおよぶ範囲を記載すること。

② 廃土又は廃石の流出防止措置

ア 1回の積み上げ高さ及び転圧時の勾配等について記載するとともに、のり尻にお

ける土留施設について記載すること。河川汚濁等に関する対策についても記載すること。また、たい積終了後における安全点検等にかかる維持管理について、記載すること。

(3) 廃土又は廃石の搬出

ア 搬出先は、採取場外に搬出する場合で、たい積場以外の場所（埋立地等）に搬出する場合の搬出先を記載すること。

イ アの場合における搬出量について、立方メートル単位で記載すること。

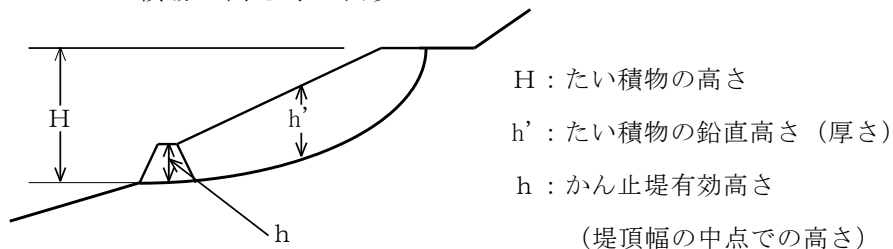
(添付書類)

- ・ 廃土・廃石の発生量計算書
- ・ たい積場設計書及び図面 [たい積場の排水施設含む]
- ・ 土留施設設計書及び図面
- ・ 埋立用地等確保書面 [廃土、廃石を埋立地等へ搬出する場合]
- ・ 土留施設の強度計算書及びたい積場安定計算書

次の各号の一つに該当するたい積場を設置する場合に添付すること。

- ① 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高 (h') の最大値が10 mを超えるもの。
- ② 土留施設の有効高さ (h) が5 mを超えるもの。
- ③ 土留施設ののり尻からたい積面までの高さ (H) の最大値が30mを超えるもの。
- ④ 前記①～③に掲げるもののほか、災害防止のために必要と認められるもの。

たい積場の高さ等の表現



9 岩石採取場管理事務所及び業務管理者の監督計画書

(1) 当該採取場を管理する事務所

申請する岩石採取場を管理する事務所について記載すること。

(2) 当該事務所に置く業務管理者

業務管理者が複数で登録されている場合は、全員について記載するとともに、各業務管理者が当該採取場で職務に専念する1日当たりの時間について記載すること。

(3) 当該事務所が管理するこの採取計画以外の採取場

当該事務所が管理する採取場が複数ある場合は、その採取場の所在地、採取計画認可年月日、番号、採取期間及びその採取場を監督する業務管理者の氏名を記載すること。

(4) 採取場の管理機構

経営者、工場長、業務管理者、掘削、発破、運搬、事務等の各部門の系統図とその人員配置の状況を記載すること。また、業務管理者が複数おり、業務分担している場合は、その分担に応じて記載すること。

(5) 業務管理者の監督方法

① 当該事務所に置く業務管理者

事務所に置く業務管理者のうち、当該採取場に置く業務管理者の氏名を記載し、複数名いる場合は主任者を明示すること。

② 採取及び災害防止の監督

掘削法面角度の厳守、浮石、亀裂の点検、崩壊防止についての指導等、災害防止のための監督方法及び内容について記載すること。

③ 従業員に対する災害防止に関する教育

当該採取場の災害防止に関して、従業員に対する教育方法及びその内容について記載すること。

④ 帳簿の記載及び報告

採石業者は、法第34条の2及び施行規則第9条の2の規定により、帳簿を備えその業務について記載し、記載の日から2年間保存しなければならないこととなっており、帳簿の記載責任者及び帳簿の内容等について記載すること。なお、帳簿への記載事項は次のとおりである。

i) 1日当たりの岩石採取実績

ii) 業務管理者が当該採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容

iii) 廃土・廃石・脱水ケーキの処理、汚濁水の処理及び採取後の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害防止のために講じた措置

iv) 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれにたいして講じた措置

⑤ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合の対策及び措置

当該採取場において万一災害が発生した場合、あるいは発生するおそれが生じた場合における対策、措置について記載するとともに、非常時の連絡体制等についても記載すること。

(添付書類)

・業務管理者試験の合格証又は認定書(写し)

10 採取計画区域と隣接地との境界表示について

(1) 隣接地との境界表示

① 境界線の表示方法

隣接地との境界を明確にするための杭打ち、ロープ張り等について、実施する方法を記載すること。

② 隣接地所有者との確認

隣接地所有者との現地確認の状況等について記載すること。

(2) 保全区域の表示方法

保全区域を明確にするための、杭打ち、ロープ張り等について、実施する方法を記載すること。

(添付書類)

- ・岩石採取に対する隣接地権者等の同意書

☆その他の添付書類

- ・次に掲げる者の採石することについての同意書
 - (1) 採取場に隣接する土地の所有権者及び使用者（前記10の添付書類と同じ。）
 - (2) 採取場から300m以内にある教育施設、養護施設及び医療施設等の管理者
 - (3) 採取場に隣接又は近接して水利施設、その他の公共施設があるときは当該施設の管理者（近接の範囲は300mを目安とする）
- ・採石災害の防止及び採取跡地の整備に関する保証書又は山形県骨材工業組合が発行する履行確約書
- ・特定災害防止準備金制度の積立又は第三者への預託等を行っている場合は、信託契約書等の写し
- ・他の行政庁へ届出等を行っている場合は、当該届出書の写し
- ・地元協定書等の写し
- ・現場写真
- ・その他知事が必要と認める書類

(白紙)

第2 添付書類の作成

A 添付書類作成に関する一般的な注意事項

- 1 添付書類の作成に当たっては、認可要領別紙1の「岩石採取計画審査基準」及び「基準書」に適合すること。
- 2 認可要領別表第1号に掲げる書面には、その名称を表示するほか、その余白に当該番号（当該書類が複数の場合には枝番を付すこと。）、申請者名、測量者名及び測量年月日を記載すること。
- 3 図面は着色及び凡例により明示すること。

B 添付書類の作成に関する個別事項

- 1 採石業者の山形県知事登録を受けていることを示す書面（採石業者登録通知書の写し）
- 2 採取権原関係の書類
（岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面）
 - (1) 権原関係公図の写し
 - ・当該土地に係る公図の写しに、採取計画区域を赤線で囲み、各地番ごとに所有権者の氏名、地目及び地籍を記載すること。
 - ・隣接地についても、所有権者の氏名、使用者の氏名、地目等を記載すること。
 - (2) 権原関係の登記簿謄本
申請者が所有する土地で岩石の採取を行う場合は、登記簿謄本（申請日以前3カ月以内に求めたもの）。
 - (3) 権原関係の書類
他人の土地で岩石の採取を行う場合は、上記1の公図の写しに登記簿謄本を添付するとともに、申請者と土地所有権者、若しくは当該土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等との間で締結した当該土地において岩石を採取する旨を内容とする契約書、又は同意書等の写し。なお、「権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写し等をいう。
 - (4) 採石権に基づき採石を行う場合は、その権利を証する書面。
- 3 他の行政庁の許認可関係の書類
 - (1) 岩石の採取に係る行為に関し、許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した証明書、許可書、又は許可通知書等の写し。
 - (2) 「許可等を受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書の写しをいう。ただし、正式に処分（許可、認可等）があった場合はその写しを提出すること。
- 4 岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図
採取場の位置並びに採取場から国道及び県道までの岩石の搬出の経路を赤線で表示すること。

5 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面

- (1) 縮尺は1/3,000～1/5,000を標準とし、採取場の規模が小さい場合は、1/500～1/1,000の縮尺とすること。
- (2) 採取場については、採取計画区域を赤線で囲み、除去した表土のたい積場所、製品及び廃土・廃石・脱水ケーキのたい積場、破砕選別施設、沈殿池、汚水処理施設、災害防止施設、保全距離、場内排水路、運搬路等を記載すること。
- (3) 採取場並びにその周辺300m（採取場の外縁から）の範囲内に存在する河川、道路、その他の公共の用に供する施設（鉄道、橋、ダム、公園、学校、病院等）、家屋その他建物の位置及び農地、農業用施設等の位置を記載し、その名称も記載すること。
- (4) 採取場又は破砕選別施設の位置を中心として、半径100m・200m・300m等の円（(3)に示した施設等がすべて含まれる半径100m単位の円）を記入すること。

6 土量計算書

申請する期間内の岩石採取量を「実測横断面図」からの数値により、別紙1「土量計算書」参考計算例に基づき計算すること。

7 掘採に係る土地の実測平面図

- (1) 縮尺は1/500～1/1,000とすること。
- (2) 縮尺及び方位を記入すること。
- (3) 縦断測量の測点及び水準杭の位置並びに等高線を明示すること。等高線には、必ず標高及び計画高を記載すること。
- (4) 今回の申請期間終了後においても、継続して採取計画の認可を受けようとするときは、今後の採取計画についても明示すること。なお、図面には、今回申請採掘区域、次回申請採掘区域等について、着色等により明示すること。
- (5) 採取計画区域を赤線で記入するとともに、切羽の位置、掘削の方向を明示するとともに、製品及び廃土・廃石・脱水ケーキのたい積場、破砕選別施設、沈殿池、汚水処理施設、火薬庫及び災害防止施設（土留施設等）等の設置場所、並びに場内運搬路、雨水の流出方向及び排水路等について記入すること。なお、隣地との保全区域及び採掘終了時の跡地の形状を明示すること。
- (6) 採取場に係る土地所有者が2人以上のとき、または採取場が当該採取場の存する土地所有者以外の者の所有に係る土地と隣接するときは、これらの者が所有する土地の境界を明示すること。

8 掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図

- (1) 縮尺は、実測平面図と同一とすること。
- (2) 土地の形状に応じて作成するとともに、図面には現在の地盤高及び計画地盤高を記載し、採取範囲を明確にすること。
- (3) 今回の申請期間終了後においても、継続して採取計画の認可を受けようとするときは、今回申請部分、次回申請部分について、着色により明示すること。

9 求積図

- (1) 採取場（境界線で囲まれる区域）の面積を、原則として三斜法又は座標法により計算

し、その面積計算書を添付すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

(2) 面積は、採取場、破碎選別施設、たい積場、沈殿池及びその他（付属施設）について、それぞれの施設に分割して記載すること。ただし、同一区域内に施設がある場合は、（ ）に内数を記載すること。

(3) 保全区域は、採取場を含めること。また、採取場への取付道路等は「その他」に記載すること。

(4) 面積は、平方メートルを単位として定め、求積過程の計算においては、単位5位以下を切り捨てるものとする。

10 採掘規格図

(1) 決定した採掘方法を進めて行くための採掘の形、すなわち単位となる採掘法を代表的な断面を用い図化すること。

(2) 表土の処理、保全区域の処理、階段の幅・高さ、掘削面の傾斜及び採掘順序等、岩石を採取する場合の採掘方法について記載すること。

11 垂直残柱の強度計算に関する書面及び図面 [坑内掘りの場合]

・残柱のある坑内掘りの場合に作成すること。

12 発破規格図

・通常の場合におけるさく孔の径・長さ・方向・孔間隔及び1孔当たりの装薬量等、発破をかける場合の方法等について図化し記載すること。

13 破碎選別系統図

・フローチャートにより、原石から製品に至るまでの機械工程を図化すること。

14 取水から排水までの平面図 [水洗がある場合]

・水洗の場合は、取水場所から排水場所までの経路について、任意の縮尺により平面図に記載すること。

15 河川から取水する場合においては許可書の写し

・所管する行政庁等の許可書の写し。

16 場内運搬系統図

・切羽、原石ホッパー、製品置場等採取場内における、運搬積込み系統を図示すること。

17 試錐柱状図 [坑内掘りの場合]

・試錐を行った場合は、その位置を示す図面及び試錐柱状図を作成すること。

18 大気汚染防止法の基準に基づく粉じん防止措置についての構造を示す図面

・大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設に該当する施設を配置する場合は、同法施行規則第16条に規定する構造等に関する基準に基づく粉じん防止措置についての構造を明示すること。

19 廃土・廃石・脱水ケーキの発生量計算書

(1) 採取計画に定める認可期間内の廃土・廃石・脱水ケーキの発生量を計算したものを記載すること。

(2) プラント等から発生する廃石（ダスト等）、汚濁水処理施設・沈殿池から出される廃土、その他事業に伴って発生する廃土・廃石・脱水ケーキについても含めて計算すること。

20 たい積場設計書及び図面

- (1) たい積場全体を示す実測した平面図、縦横断図面を作成すること。これらには、たい積前の地盤、既たい積地盤及び完了予定地盤（点線）を記載すること。
- (2) たい積場内へ流入する恐れのある水の排水施設の設計書及び図面を作成すること。

21 土留施設設計書及び図面

- (1) たい積物の流入のおそれがある場合には、必ず設置すること。
- (2) 施設は、地震力、土圧を考慮し、「基準書」に基づき設計することを原則とし、この設計書及び図面を作成すること。

22 埋立用地等確保書面〔廃土、廃石、脱水ケーキを埋立地等へ搬出する場合〕

- ・廃土、廃石、脱水ケーキを埋立地等へ搬出する場合には、埋立用地の確保状況及び埋立容量について説明した書面及び図面を作成すること。

23 土留施設の強度計算書及びたい積場安定計算書

- ・強度計算及び安定計算が必要とされる施設について、「基準書」に基づき計算すること。

24 採取場内水及び破砕選別施設からの排出水の処理施設の設計書及び図面

- (1) 採取場内から場外に排出される、破砕選別施設からの汚濁水、場内の降雨水・湧水等の処理施設について、各施設ごとに作成すること。
- (2) 降雨による汚濁水の発生量等についてその計算基礎を記載すること。各施設はこの量を処理できる能力をもつこと。
- (3) 採取場の上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のため、沢水排水路、山腹水路等の施設を配置した場合は、それらの施設についての設計書及び図面を作成すること。

25 汚濁水処理系統図

- (1) 前項24の施設全てについての系統を図化すること。なお、実測平面図にも流水の方向について矢印で表示する等、概略を記載すること。
- (2) 場内運搬系統図と兼ねることができる。

26 搬出経路図

- (1) 国道又は県道に至るまでの経路を赤線で記載し、関係する路線名（町道〇〇線等）を記入すること。
- (2) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面と兼ねてもよい。

27 国道及び県道に至るまでの私道を通行する権利を有する書面

- ・搬出経路に私道がある場合は、地番及び所有者名を記載し、通行権限を有することを示す書類（契約書等）の写し。
- ・搬出経路に農道、林道がある場合は、通行することに関する同意書等の写し。

28 採掘終了後の図面（平面図及び断面図）

- (1) 土地の実測平面図と同一の縮尺とする。
- (2) 採掘終了後の残壁計画、計画地盤、整地計画、跡地計画、排水路、道路等について記載すること。
- (3) 記載に当たっては、排水路は水色、道路は茶色等の着色を行うこと。

29 緑化計画図

- (1) 採掘跡地における緑化計画について、その区域等を着色により記載すること。
- (2) 前記28の「採掘終了後の図面」と兼ねることができる。

30 緑化規格図

- (1) 残壁、整地面等における緑化の施工について、代表的な断面を用い図化すること。
- (2) 記載に当たっては、高木、低木、草本等の名称を記載するとともに、客土、土のう、排水施設、被覆工等について記載すること。

31 岩石採取場跡地の措置を実施するために必要な資金の計画の書面

- ・跡地の災害防止工事に必要となる費用とそれらの工事の施工に必要な資金の確保状況について記載すること。〔様式例：別紙2〕

32 地質図

- (1) 採取場及び周辺の地質状況を図面にまとめること。
- (2) 断層の状況、走向、傾斜、節理の方向等について記載すること。

33 岩石賦存量計算書

- ・採取場において、申請する期間を含めた全体の可採岩石（実際に掘採が可能である岩石）の賦存量を算出すること。

34 業務管理者試験の合格証又は認定証（写し）

- ・当該採取場を管理する事務所に置く業務管理者について、業務管理者試験合格証又は認定証の写し。

35 岩石採取に対する隣接地権者等の同意書

- (1) 採取場に隣接する土地の所有権者及び使用者の同意書〔様式例：別紙3〕または前述の者からの同意が得られていることを示す書面。
- (2) 採掘地点から隣接地との境界まで、30m以上の距離を有する場合は、前記(1)の同意書等の添付を省略できるものとする。
- (3) やむを得ない理由により前記(1)同意書等を添付できない場合は、採取場の所在地を管轄する総合支庁に協議し承諾を得たうえで、隣接地に被害を及ぼさないことを誓約し、同意書等を添付できない理由を説明する書面〔様式例：別紙4〕を添付すること。
- (4) 採取場から300m以内にある教育施設、養護施設及び医療施設等の管理者の同意書。
- (5) 採取場に隣接または近接して水利施設、その他の公共施設があるときは、当該施設の管理者の同意書。（近接の範囲は300mを目安とする）
- (6) 同意書に押印する印鑑は、法人にあつては法人印及び代表者の印とし、個人にあつては認印とし、(5)の同意書については、当該施設の所在する市町村長から当該採石をすることについての意見書等が提出されている場合は、その内容により、添付されているものとみなす。

36 採石災害の防止及び採取跡地の整備に係る保証書又は山形県骨材工業組合が発行する履行確約書

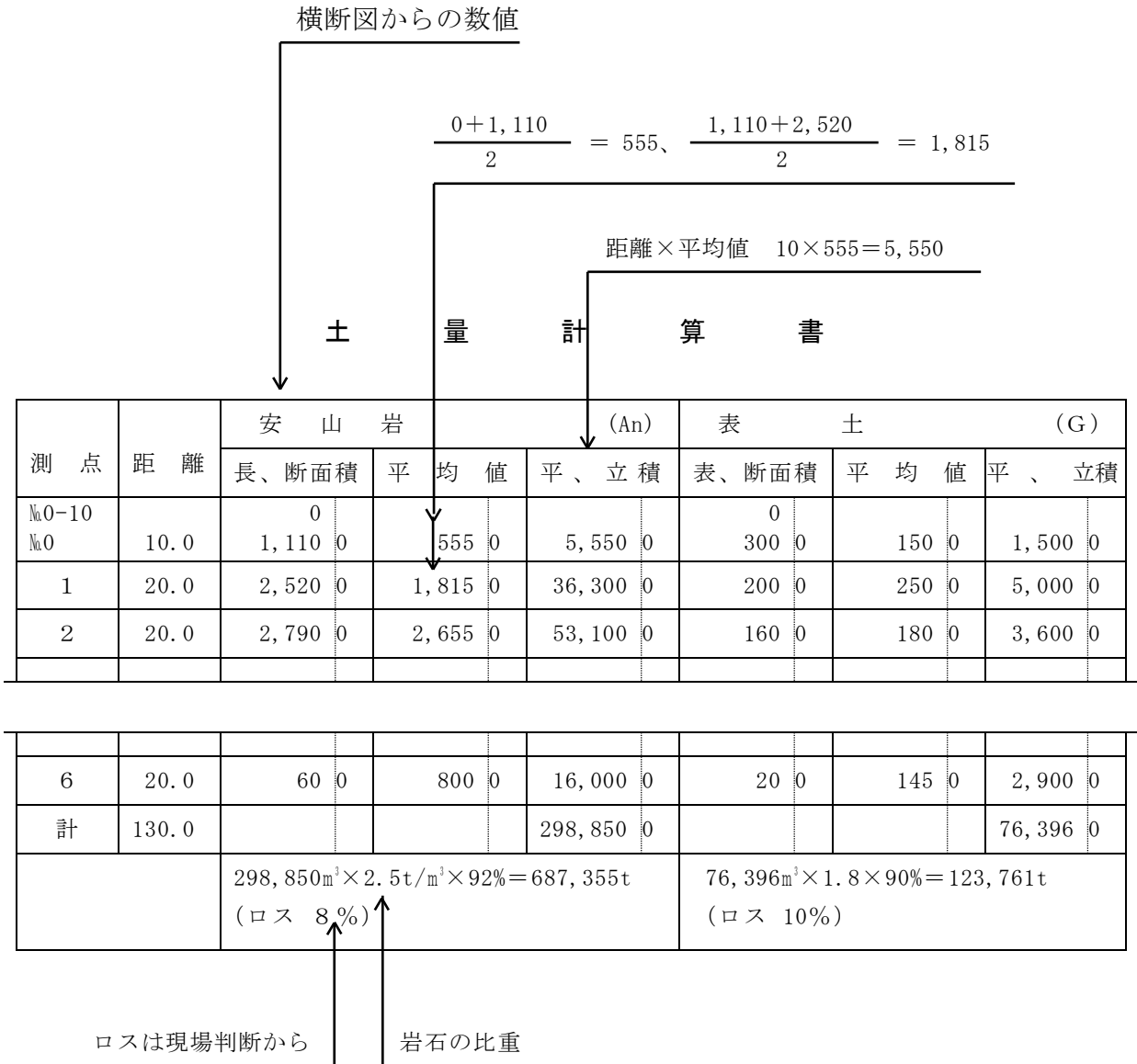
- (1) 連帯保証人が法人の場合は、過去2年間の決算書、法人事業税の納税証明書。

- (2) 連帯保証人が個人の場合は、過去2年間の個人事業税の納税証明書、資産証明書。
 - (3) 保証書による場合は、連帯保証人の印鑑証明書。
- 37 特定災害防止準備金の積立又は第三者への預託等を行っている場合は、信託契約書等の写し
- ・岩石採取場跡地の措置を実施するために、特定災害防止準備金制度による積立を行っている場合は、当該積立に係る信託契約書等の写し。第三者への預託等を行っている場合は、当該預託に係る証明書等の写し
- 38 他の行政庁へ届出等を行っている場合は、当該届出書の写し
- (1) 山形県生活環境の保全等に関する条例（平成12年山形県条例第16号）第7条の規定に基づく「特定施設の設置の届出」等を行った場合は、当該届出書の写し。
 - (2) 景観法に基づく山形県景観条例（平成19年山形県条例第69号）もしくは各市町村の景観に関する条例、または各市町村の自主的な景観に関する条例等の規定により、景観に関する届出等を行っている場合は、当該届出書の写し
 - (3) 土壌汚染対策法第4条の規定に基づく「土地の形質変更の届出」を行った場合は、当該届出書の写し。
- 39 地元協定書等の写し
- ・採取計画について地元市町村、地元自治会等と調整が必要な場合は、地元との合意に基づき締結した協定書、覚書等の写し。
- 40 現場写真
- ・申請区域が全体的に観察できる現場写真で、採取区域を赤線等で表示すること。
- 41 その他知事が必要と認める書面
- ・1～40に規定した以外のもので、それぞれの認可を受けようとする採取場に特有の事項に関する事について、必要に応じ書面等を作成すること。

添付書類・図面等綴込み順序一覧表

順番	添付書類・図面等名称	添付書類No.	備考
〈書類関係〉			
1	採石業者の登録を受けていることを示す書面（採石業者登録通知書の写し）	1	
2	採取権原関係の書類	2	
	(1)権原関係の登記簿謄本		
	(2) 〃 の書類（写し）		
3	他の行政庁の許認可関係の書類	3	
4	河川から取水する場合においては許可書の写し	15	
5	埋立用地等確保書面〔廃土、廃石、脱水ケーキを埋立地等へ搬出する場合〕	22	
6	国道及び県道に至るまでの私道を通行する権利を有する書面	27	
7	岩石採取場跡地の措置を実施するために必要な資金計画を記載した書面	31	
8	特定災害防止準備金制度の積立又は第三者への預託等を行っている場合は、信託契約書等の写し	37	
9	業務管理者試験の合格証又は認定証（写し）	34	
10	次に掲げる者の採石することについての同意書	35	
	(1)採取場に隣接する土地の所有者及び使用者		
	(2)採取場から300m以内にある教育施設、養護施設及び医療施設等の管理者		
	(3)採取場に隣接又は近接して水利施設、その他の公共施設があるときは当該施設の管理者		
11	採石災害の防止及び採取跡地の整備に係る保証書又は山形県骨材工業組合が発行する履行確約書	36	
12	他の行政庁へ届出等を行っている場合は、当該届出書の写し	38	
13	地元協定書等の写し	39	
14	現場写真	40	
15	その他知事が必要と認める書類	41	
〈図面等関係〉			
1	岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図	4	
2	岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面（縮尺1/3,000～1/5,000）	5	
3	掘採に係る土地の実測平面図（縮尺1/500～1/1,000）	7	
4	掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図（実測平面図と同縮尺）	8	
5	採取権原関係公図の写し（隣接地権者の名前を記したもの）	2	
6	求積図（任意の縮尺）	9	
7	土量計算書	6	
8	採掘規格図（任意の縮尺）	10	
9	垂直残柱の強度計算に関する書面及び図面〔坑内掘りの場合〕	11	
10	発破規格図	12	
11	破碎選別系統図	13	
12	取水から排水までの平面図〔水洗がある場合〕（任意の縮尺）	14	
13	場内運搬系統図	16	
14	試錐柱状図〔坑内掘りの場合〕（任意の縮尺）	17	
15	大気汚染防止法の基準に基づく防止措置についての構造を示す図面〔該当する場合〕	18	
16	廃土・廃石・脱水ケーキの発生量計算書	19	
17	たい積場設計書及び図面	20	
18	土留施設設計書及び図面	21	
19	土留施設の強度計算書及びたい積場安定計算書〔該当する場合〕	23	
20	採取場内水及び破碎選別施設からの排出水の処理施設の設計書及び図面（任意の縮尺）	24	
21	汚濁水処理系統図	25	
22	搬出経路図	26	
23	採掘終了後の図面（平面図及び断面図）（任意の縮尺）	28	
24	緑化計画図	29	
25	緑化規格図	30	
26	地質図	32	
27	岩石賦存量計算書	33	
28	その他知事が必要と認める書類（図面）	41	

「土量計算書」 参考計算例



資金計画

1 採取跡地における災害の防止のための工事費用（採取計画に定められている工事）

	(工事単価)		(工事量)		(工事費用)
ベンチのり面保護工事	△△△千円	×	□□m ²	=	〇〇〇万円
ベンチ植栽	△△△千円	×	□□m ²	=	〇〇〇万円
掘採跡の充填	△△△千円	×	□□m ³	=	〇〇〇万円
排水溝敷設	△△△千円	×	□□m	=	〇〇〇万円
合計					〇〇〇万円

2 必要資金確保の計画

上記 1 に必要な資金の確保の方法。

① 自己資金	〇〇〇万円
② 借入金	〇〇〇万円
③ 採石災害防止準備金制度による積立金	〇〇〇万円
④ 業界団体等、第 3 者による保証準備金等による積立金	〇〇〇万円
合計	〇〇〇万円

隣接地土地所有者等の同意書

開発行為者氏名

開発行為の内容

上記に係る開発行為を行うことについては、その行為を終了するまで、私（私達）の土地に被害を及ぼさないことを条件として同意します。

土地の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所・氏名	印

(注意事項)

- 1 土地の所在場所は地番まで記載すること。
- 2 権利の種類は、所有権・賃借権・地上権の別に記載すること。
- 3 一筆に係る所有が共有である場合は、原則として、共有者全員が同意すること。

隣接地土地所有者等の同意書等不添付に係る理由書

土地の所在場所

権利の種類

権利者の住所・氏名

上記に係る土地については、下記の理由により、土地の所有者及び使用者の同意書等を添付することができませんが、岩石採取によって当該土地に被害を及ぼさないことを誓約します。

同意書等を添付できない理由

住 所

氏名又は名称及び

法人にあつてはそ

の代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 採石登録第 号

電話番号

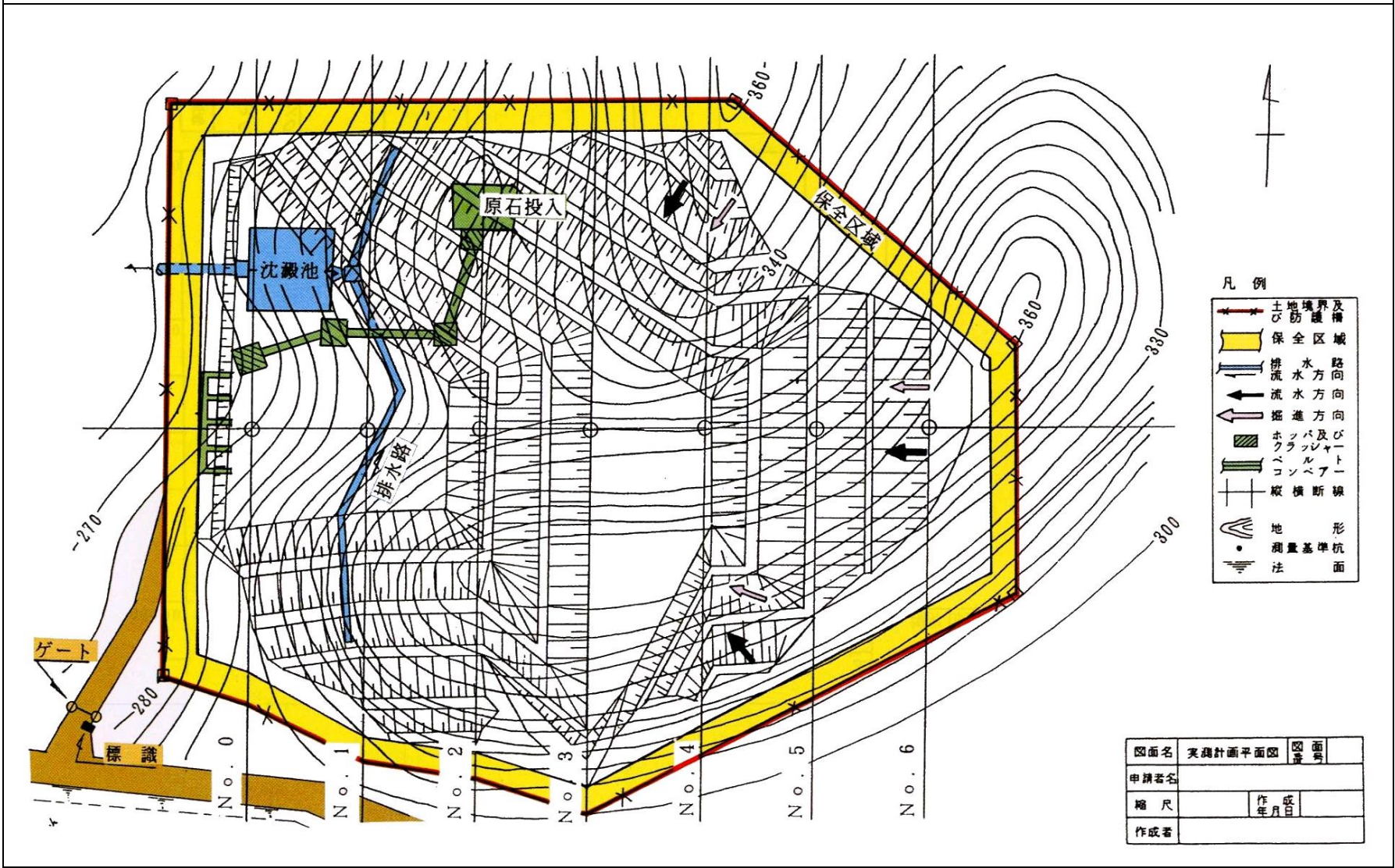
郵便番号

添付図面等記載例

1 実測計画平面図

(図例) 実測計画平面図

- (注)
- 1 等高線には必ず標高及び計画高を記載し、採取区域は朱線で囲むこと。
 - 2 沈殿池、排水路は水色、保全区域は緑色で着色し、明示すること。
 - 3 掘削方向及び流水方向を図示すること。
 - 4 保全区域は5 m以上となっているが採取場の状況を勘案して十分にとること。



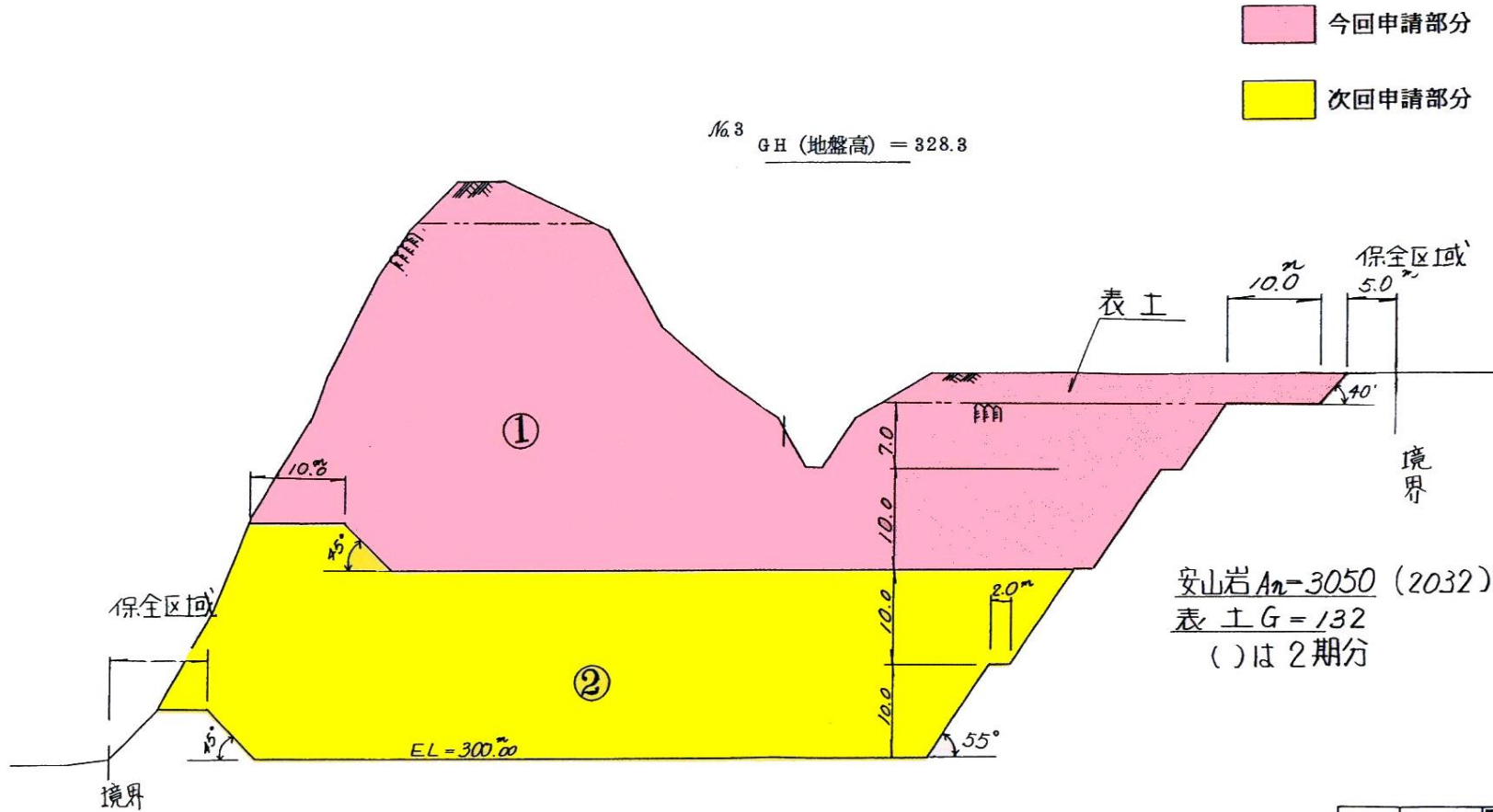
図面名	実測計画平面図	図番号	
申請者名			
縮尺		作成日	
作成者			

添付図面等記載例

3 横断図

(図例) 横断図

(注) 申請部分は着色により明示すること。



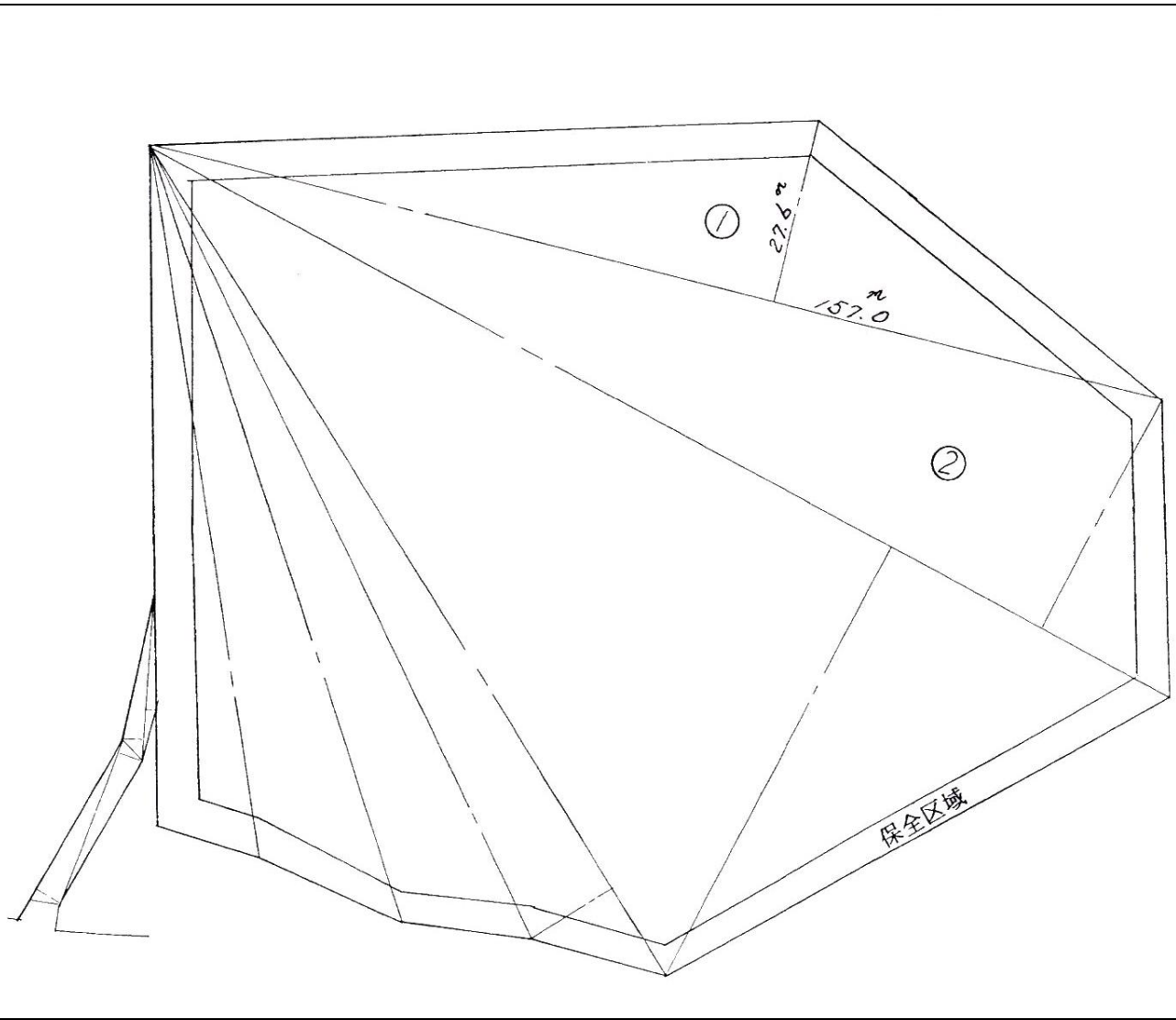
図面名	横断面図	図面番号
申請者名		
縮尺	1:100~ 1:500	作成 年月日
作成者		

4 実測求積図

(図例) 実測求積図

(注) 1 面積は採取場、破碎、選別工場、堆積場、沈殿池及びその他(付属施設)について、それぞれの施設に分割して記載すること。ただし同一区域内に施設がある場合は()に内数を記載すること。

2 面積は平方メートルを単位として定め、求積過程の計算においては単位5位以下を切り捨てるものとする。
 3 保全区域は、採取場を含めること。また、採石場への取付道路等は、「その他」に記載すること。



A 採取場

番号	計算式	面積
①	157.0*27.6 =	4,333.20000
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
計		*1/2=

B 堆積場

番号	計算式	面積
イ		
ロ		
ハ		
ニ		
ホ		
ヘ		
ト		
計		m²

C その他

		m²
--	--	----

D 合計

総面積		m²
-----	--	----

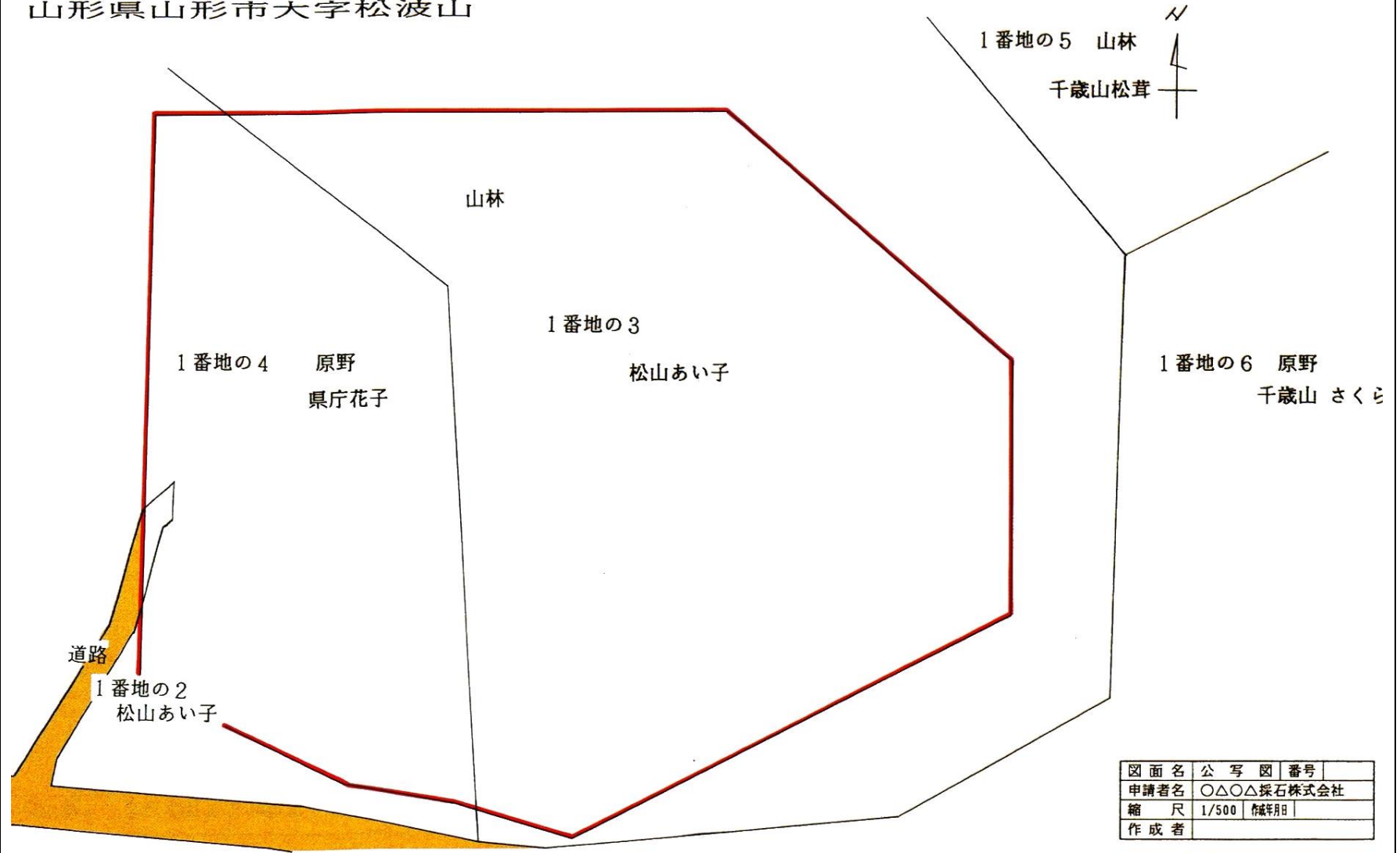
図面名	実測求積図	番号	
申請者名	○△○△採石株式会社		
縮尺	1/500	作成年月日	
作成者			

5 公 図 写

(図例) 公 図 写

- (注) 1 必ず法務局に据付されている図面と同一のこと。
 2 採取区域は朱線で枠取りをすること。
 3 道路は茶色、水路は水色等で着色し、明示すること。
 4 採取場及び隣接土地所有者名及び地目を各筆毎に必ず記載すること。

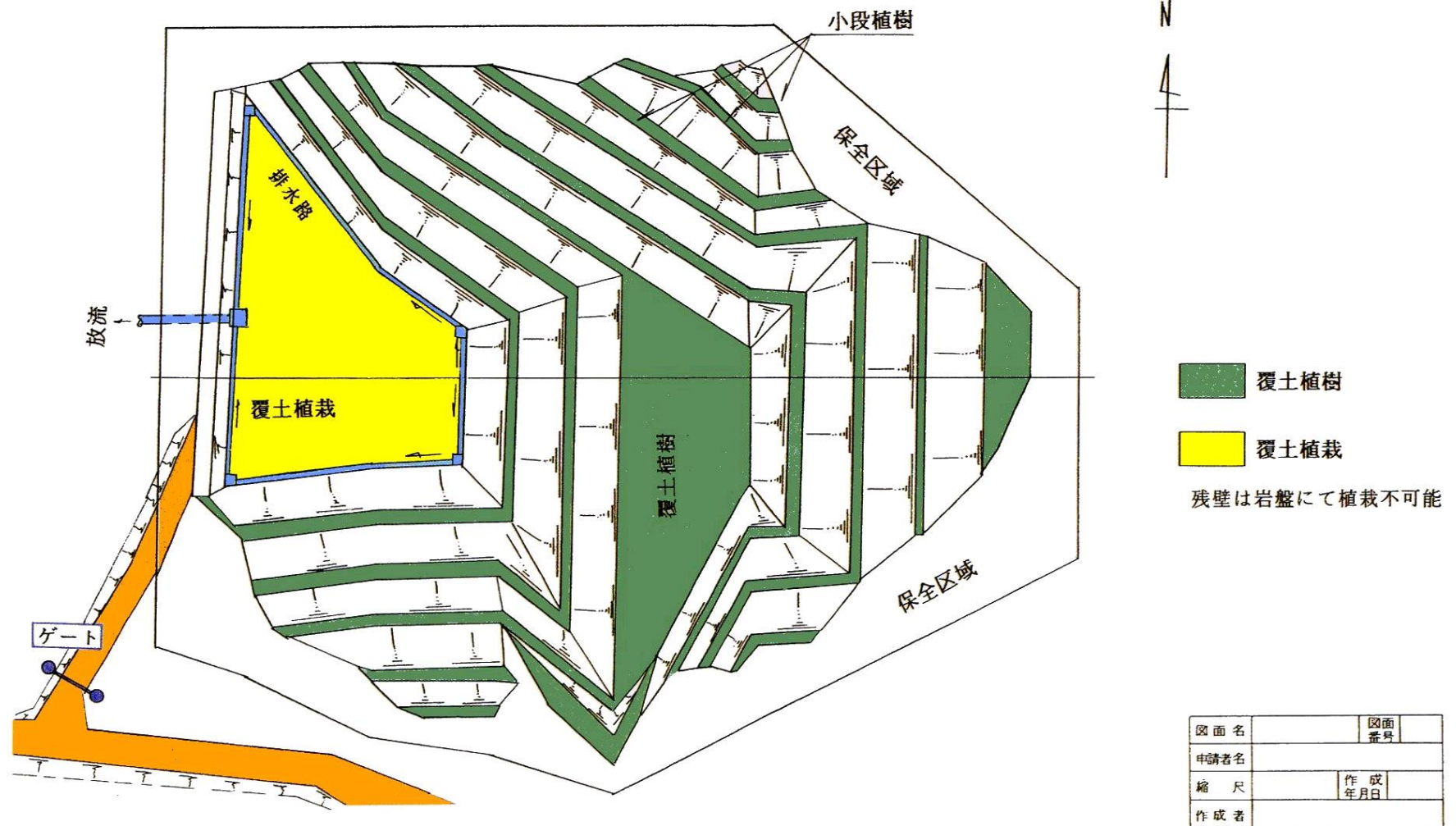
山形県山形市大字松波山



6 採掘跡地計画図

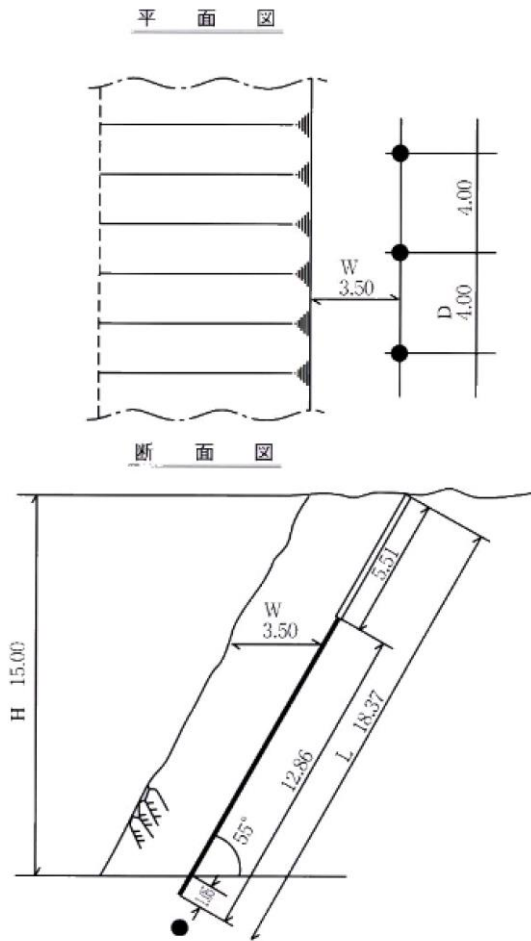
(図例) 採掘跡地計画図

- (注) 1 採取区域は朱線で囲むこと。
 2 排水路は水色、道路は茶色等で着色し、明示すること。



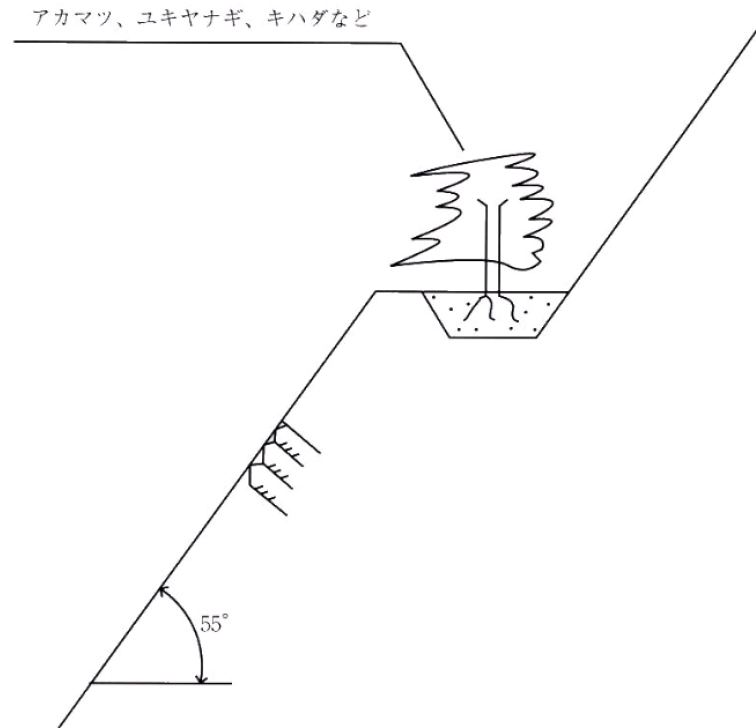
7 発破規格図

(図例) 発破規格図

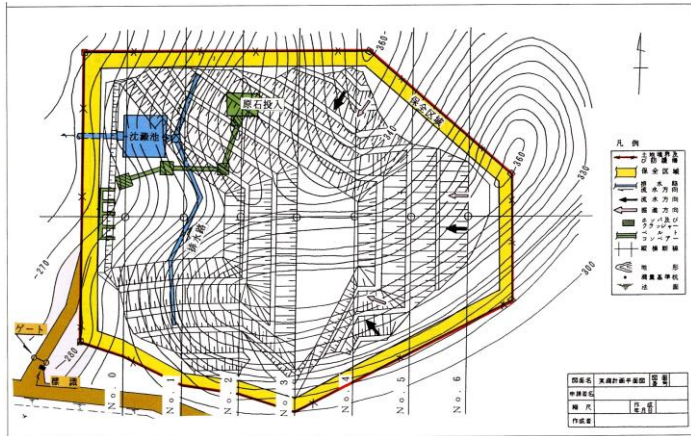


8 緑化計画図

(図例) 緑化計画図



沈殿池設計例 (その1)



1. 降雨による流出量

面積 $A = 1.29 \text{ km}^2$
 標高差 $H = 120 \text{ m}$
 流路長 $L = 600 \text{ m}$

(1) 洪水到達時間

$$\frac{H}{L} = \frac{120}{600} = \frac{1}{5} > \frac{1}{100} \Rightarrow W = 3.5 \text{ m/sec} \quad (\text{洪水流出速度})$$

1) 洪水流下時間 (T₀)

① Kraven式

$$T_0 = L/W \dots \dots \dots$$

T₀: 洪水流下時間 (sec)

L: 流路長 (m)

W: 洪水流出速度 (m/sec)

3-3 対象流量の決定

I: 流路勾配

I	1/100以上	1/100~1/200	1/200以下
W	3.5m/sec	3.0m/sec	2.1m/sec

2) 洪水流入時間 (T₁)

洪水流入時間(流域内での河道に到達する平均流下時間をいう)は流域の排水路の整備状況によって異なるが、将来の整備状況を推定して定めるものとする。一般には次の値を基準として定めてもよい。

山地流域 2 km^2 30min

特に急傾斜面流域 2 km^2 20min

クラヘンの式より $W = 3.5 \text{ m/sec}$

$$T_0 = \frac{L}{W} = \frac{600}{3.5} = 171.4 \text{ sec} \approx 2.9 \text{ min}$$

流入時間 $t = 20 \text{ min}$ (山間地域)

流達時間 $t = 2.9 + 20 = 22.9$

もし、降雨資料がない場合には、50年確率時間雨量の分布図(出典:「応用水分統計学」)を参考に計算してもよい。

(2) 雨量の強度 (ex 米沢)

米沢降雨強度曲線(1/50)より

$$r/50 = \frac{1347.5320}{t^{0.7} + 6.1323} = \frac{1347.5320}{22.9^{0.7} + 6.1323} = 89.33 \text{ (mm/hr)}$$

(3) 流出量

$$Q = \frac{1}{3.6} \times f \times r \times A = \frac{1}{3.6} \times 0.9 \times 89.3 \times 1.29 \approx 28.8$$

$$Q' = Q \times 1.05 \text{ (5\% 土砂混入)} = 28.8 \times 1.05 = 30.2$$

および屈曲、乱流防止……………10%

○砂防工事が施工済みの場合…… 5%

表 3-6 日本内地河川の流出係数 f (物部)

急峻な山地	0.75~0.90
三紀層山岳	0.70~0.80
起伏のある土地および樹林	0.50~0.75
平坦な耕地	0.45~0.60
かんがい中の水田	0.70~0.80
山地河川	0.75~0.85
平地小河川	0.45~0.75
流域のなかば以上か平地である大河川	0.50~0.75

沈殿池設計例（その2）

2. 沈殿池の大きさの算定

$$A = \frac{Q}{u_s}$$

沈殿池の設計

次項図のような沈殿池において

A：沈殿池の表面積(m²)

H：沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ(有効深さ、m)

Q：処理水量(m³/hr)

u_s：限界沈降速度(m/hr)

T：滞留時間(hr)

とすれば、次の関係式が成立つ。

$$u_s = \frac{H}{T} \text{ (m/hr) } \dots\dots$$

$$T = \frac{A \cdot H}{Q} \text{ (hr) } \dots\dots$$

$$u_s = \frac{A}{Q} \text{ (m/hr) } \dots\dots$$

4-14表 粒子の沈降速度(mm/sec)

直径 (mm)	沈降速度		沈降速度		沈降速度		沈降速度		沈降速度		
	比重		比重		比重		比重		比重		
	2.65	1.20	2.65	1.20	2.65	1.20	2.65	1.20	2.65	1.20	
1.00	700	12.0	0.20	21.0	2.20	0.04	1.10	0.15	0.006	0.025	0.005
0.90	92	10.5	0.15	15.0	1.50	0.03	0.82	0.08	0.005	0.017	0.0021
0.80	83	9.5	0.10	7.4	0.80	0.02	0.28	0.035	0.004	0.011	0.0013
0.70	72	8.4	0.09	5.6	0.75	0.015	0.155	0.020	0.003	0.0062	0.00075
0.60	63	7.7	0.08	4.8	0.58	0.010	0.069	0.0084	0.002	0.0028	0.00035
0.50	53	6.2	0.07	3.7	0.45	0.009	0.056	0.0068	0.0015	0.00155	0.00020
0.40	42	4.9	0.06	2.5	0.35	0.008	0.044	0.0054	0.001	0.00069	0.000084
0.30	32	3.8	0.05	1.7	0.26	0.007	0.034	0.0041	0.0001	0.00007	0.00000084

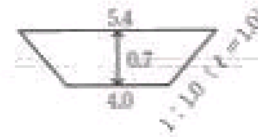
- 1) 比重2.65の粒子は水中の砂を主体とする無機物
- 2) 比重1.20の粒子は下水中などに存在する有機物

直径0.20mm 比重2.65の場合

$$u_s = 21.0 \text{ (mm/sec)} \times 3600 \text{ (sec/hr)} = 75.6 \text{ m/hr}$$

$$\therefore A = \frac{30.2 \times 3600}{75.6} = 1,438 \text{ m}^2 \approx 38 \text{ m} \times 38 \text{ m (1,444)} \text{ m}^2$$

3. 排水溝の断面計算



溝 辺 $P = 4.0 + 1.0 \times 2 = 6.0$

断 面 積 $A = \frac{1}{2} \times (4.0 + 5.4) \times 0.7 = 3.29$

排水溝勾配 $i = 80 \text{ m} / 1000 \text{ m} = 0.08$

径 - 深 $R = \frac{A}{P} = \frac{3.29}{6.0} = 0.55$

$R^2 = 0.67 \quad i^2 = 0.28$

$V = \frac{1}{0.018} \times 0.67 \times 0.28 = 10.4 \text{ m} / \text{S}$

$Q_1 = A \cdot v = 3.29 \times 10.4 = 34.2$

$\therefore Q_1 > Q^*$

$Q = A \cdot v > \text{流量}$

Q：通水量(m³/sec)

A：水路の断面積(m²)

v：平均流速(m/sec)

平均流速(v)を与える公式はいろいろある。

マンニングの公式によれば、

$$v = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot i^{\frac{1}{2}}$$

n：粗度係数

R：径深 = A/P (P：溝辺)

i：勾配

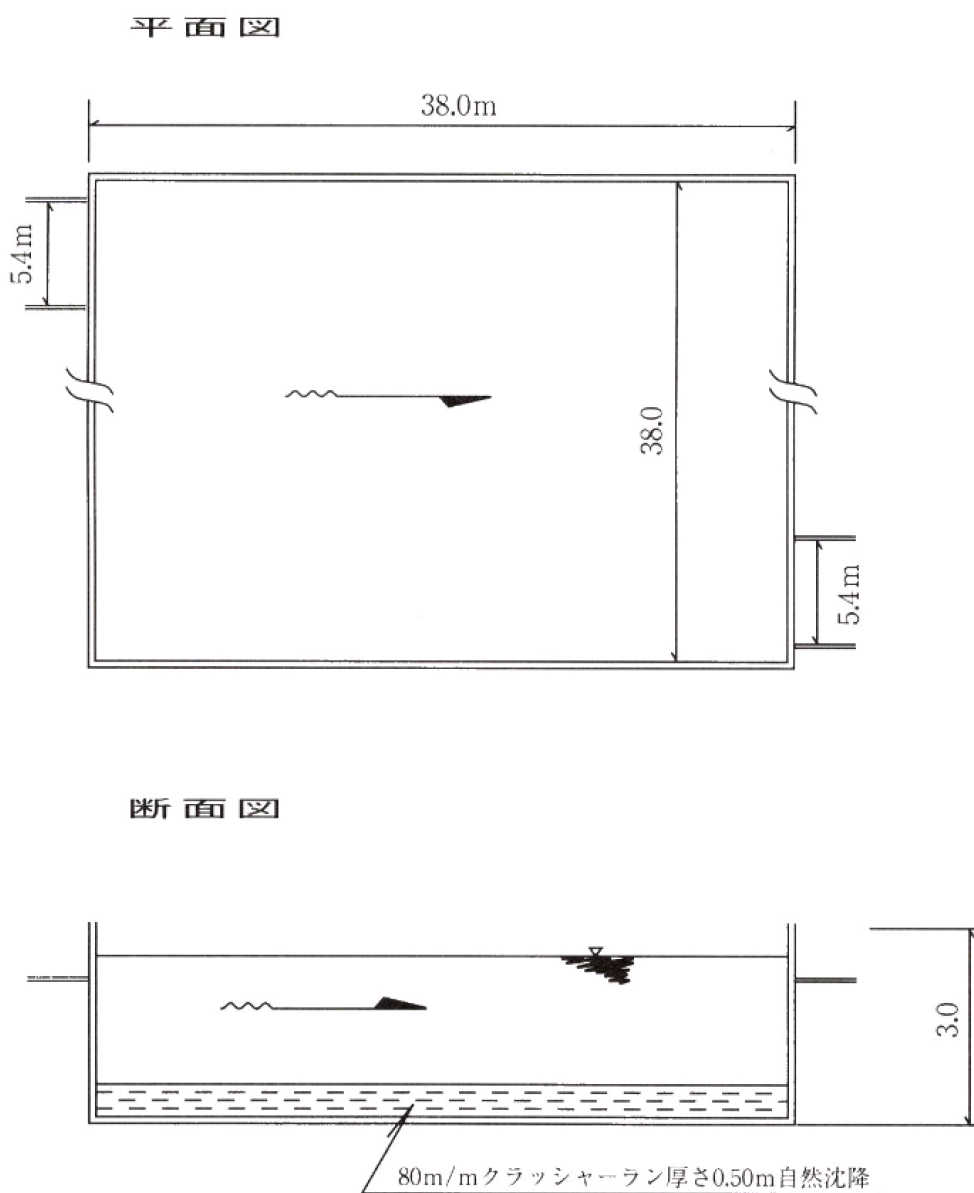
マンニングの粗度係数nの値

材料及び溝辺の状態	n の 値
管 路	
鋳鉄管	0.011~0.013
純セメント平滑管	0.010~0.013
コンクリート管	0.012~0.016
コルゲートパイプ	0.020~0.035
開 渠	
滑らかな木材	0.010~0.014
コンクリート	0.012~0.018
切石モルタル積	0.013~0.017
石敷に開削した水路(粗い)	0.035~0.045

出典：「採石ハンドブック」

10 沈殿池構造図

(図 例) 沈殿池構造図



岩石採取場景観適正化指導指針

平成8年5月9日制定

1 趣 旨

岩石採取場の裸地が国道等から直視できたり、採取跡地の整備が不十分であることなど、岩石採取場が県土景観に支障を与えているところが見受けられる。

このため、周辺の景観に調和する岩石採取場作りを推進し、美しい県土景観を保全していくものである。

2 基本的な考え方

岩石採取場の開設によって、生態系の存立基盤が直接破壊されるのは、採石の目的上止むを得ないとしても、マイナスのランドマークとして景観に与える荒廃感は非常に大きい。自然保護や景観保全意識が社会的思潮にまで発展した今日では、社会資本建設に必要な岩石資源の開発を行うと共に、開発行為に伴って生じた自然環境への影響を可能な限り復元し、美しい県土の自然景観を維持しなければならない。

このため、採石業者に対する、景観保全に関しての県の指導の方向性を示し、「採石技術指導基準書」（資源エネルギー庁）及び「岩石採取計画審査基準」（県）に基づく対策を確実に実施するだけでなく、さらに積極的な景観保全対策を自主的に実施するよう、採石業者に対して、理解と協力を求めることを基本とする。

3 採取場の位置

自然景観は森林相が一般であるが、この森林相中に開設された岩石採取場を、遠く離れた地点から遠景として眺望した場合、「緑」や「山紫」の色調の中にコントラストが強く大きな面積で「褐色」の裸地が存在する景観となり、視覚者に大きな違和感を与え、景観破壊であるとの指摘を受ける。さらに近接し、中景又は近景としてこの岩石採取場を眺望すると、岩肌の割れ目や岩塊が視野に広がり、荒廃のイメージが一層強い景観になる。したがって、当該岩石採取場を視覚者から見えない位置に開設するか、見える位置にあっても、視覚者の視覚に刺激を与えないようにすれば、景観上の問題は生じないことから、次のように配慮する必要がある。

1 新たに岩石採取場を開設する場合は、市街地、幹線道路及び観光施設など、不特定多数の人が集まる場所から眺望できない位置とするよう配慮すること。

ただし、主要な視点から岩石採取場までの距離、視角及び露出面積等の景観要素を考慮し、景観に及ぼす影響が少ないと評価できる場合及び道路沿いに樹林帯を設けるなどして、当該岩石採取場の遮蔽効果が確実に期待できる場合などはその限りではない。

2 既設の採取場については、採取の継続により著しく景観を阻害すると認められる場合には、切羽の位置や方向を変更して見掛けの露出面積の減少を図り、さらに緑化を速やかに行い、状況に応じた修景を確実にを行うよう配慮すること。

[説明]

- ① 岩石採取場は、多数の視覚者が集まる場所（主要視点）から見えない範囲（不可視域）に開設すれば、景観に関連する問題は発生しない。
- ② 見える範囲（可視域）に岩石採取場がある場合でも、当該岩石採取場が視覚者にとって視覚的に小さい刺激しか与えないものであれば、違和感も小さく感じる。その条件には、超遠景（10km以上の距離）又は遠景（5～10km）、適度の仰角、全景に対する面積比（高さ比）などが挙げられている。
- ③ 眺望する対象物が景観的に好ましくない場合は、生垣や樹林帯や壁、柵などの構造物によって遮蔽し、見えなくすることがよく行われる。理論的には、植栽位置を視点に近づけるほど、樹高の低いもので対応できることになるので、道路沿いの樹林帯は有利である。
ただし、樹林帯が十分幅のある場合は完全な遮蔽効果を期待できるが、一列植栽などでは、視点の位置によっては枝葉の空隙部分から透視される場合もあるので、留意が必要である。

4 岩石採取跡地の整備

岩石採取跡地の整備の目的は、採取によって山容と自然環境が変化した跡地を、安定した土地に戻してかつての豊かな緑地に復元し、開発以前の景観に近づけることにある。

したがって、単に階段採掘法で生じた残壁の小段を植栽するだけでなく、総合的な緑化・復元を心掛けなければならない。

そのため、採石業者に目的の十分な理解を求めると共に、緑化については、「採石技術指導基準書」、「岩石採取計画審査基準」に加えて、その効果をあげるため、次のような対策を講じる必要がある。

- (1) 採取計画の策定においては、山腹式・運搬道路式階段採掘法以外の階段採掘法についても検討し、最終残壁及び採掘中の岩盤の露出面積を最小限に止めると共に、終掘前でも跡地の緑化施工が可能なスライスダウン採掘法や山頂式・立坑式階段採掘法等の採用に努める。
- (2) 最終残壁が形成される以前でも、場内の作業に直接関わらない区域又は仮残壁が生じた場合は、終掘を待たず、直ちに緑化に努める。
- (3) 緑化の内容については、外来種の草本類だけでなく、積極的に在来種の草本種や樹木の植栽を取り入れ、景観及び生態系の良好な復元のために緑化の質の向上を図る。
- (4) 最終残壁の緑化法については、種子吹付け、植樹等が基本となるが、景観に及ぼす影響が著しいと判断されるときは、厚層吹き付け緑化法などによる施工も検討する。
- (5) 景観阻害が予め想定される残壁にあつては、可能な限り緩傾斜面とし、階段の高さも低くするよう再整形を行い、良好な植物育成基盤の造成により緑化効果を上げるように努める。

[説明]

① 山腹式の運搬道路式階段採掘法では、一般的には、終掘に至るまでは全面緑化は施工されず、その間、基盤は露出されたままとなり、広大な露出面積が長時間放置される。

そこで、同じ山腹式でもスライスダウン採掘法のように、山頂から2段のみの切羽を設け、上段の採掘が終了すれば直ちに緑化工事を行い、同時に下段に切羽を新設して、通常は2段だけを露出させる採掘を行うと、露出面積は極めて小さくて済み、緑化植物の成育期間も長く取れる利点がある。

また、初期の投下資本が大きく適用が難しいものの、共同・協調採掘なども勘案して、山頂式の立坑式階段採掘法による採取が実施できるならば、採掘中でも周辺から露出岩盤は見え、しかも、全山採掘方式であるため、終掘後に残壁は形成されず、平坦で広大な跡地が造成されるので、様々な跡地利用が可能となる。

② 裸地面積を可能な限り小さくして採掘を行うために、廃土の仮堆積場、残壁及び運搬道路周辺などの緑化に心掛ける。

③ 緑化の種子は、発芽率、初期成長力、品質が共に良く、大量入手が可能であるため外来種（ケンタッキー31フェスク、ウィーピンググラス、ホワイトクローバー、バーミューダグラスなど）が賞用されるが、生態系の良好な復元を考慮すれば、在来種（ヨモギ、イタドリ、ハギ類、ススキ、クズ等）の混播が望まれる。したがって、緑化の施工に当たっては、樹木（ヤシヤブシ、ハンノキ、ニセアカシヤ、マツ、ヤナギ、サクラ等）の植栽を含めて、混播の採用に心掛ける。

また、緑化の施工後も、定期的な施肥など適正な管理を行う必要がある。

④ 残壁の平均勾配は、「採石技術指導基準書」では60度以下と定められている。しかし、勾配が60度の傾斜面では、盛土による成育基盤の造成は全く期待できない。経験上言われている基盤造成可能な傾斜角は40度以下で、階段の幅は2m以上、階段の高低差は5m以下である。

また、道路の切り取り法面の場合、斜面の表面は、植物の天然下種や成育を促進するため、多くの凹凸を付けるのが望ましいとされているが、岩盤でも同様の施工は有効と思われる。

第6章 災害防止のための監督及び命令

第1 認可採取計画の変更命令

都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行われている岩石の採取が法第33条の4（認可の基準）に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる（法第33条の9）。

これは、当初認可時には災害発生の恐れはなかったが、採取の進行に伴って様相が変化し、従来の採取計画を遵守するだけでは災害の防止に不十分と認められる場合若しくは集中豪雨等の自然現象により従来の採取計画に変更を生せざるを得なくなった場合などであって、かつ、災害防止の方法については採石業者の選択に委ねられる時間的な余裕がある場合に発動する命令である。

本命令を受けた採石業者は、採取計画を自ら変更して、その変更の認可の申請をしなければならない。

なお、災害の発生が目前に迫っていて、変更認可の申請を待つてそれを認可するという時間の余裕がない場合には、本条の命令ではなく、法第33条の13の緊急措置命令を発動することとなる。

第2 緊急措置命令等

- 1 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、認可を受けた採石業者に対し、災害のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる（法第33条の13第1項）。

法第33条の9（認可採取計画の変更命令）の規定が、災害の事前防止を目的とする予防措置命令で、その措置方法については採石業者の自主的な選択に委ねられているのに対し、本命令はその余地がない災害防止のための個別具体的な措置命令である。

「緊急の必要があると認めるとき」とは、現に災害を発生している場合はもちろん、社会通念上災害の発生が必然的と認められる状況にある場合を含む。

「必要な措置」と「岩石の採取の停止」とは二者択一ではなく、必要に応じていずれかを先行させても又は同時に命じてもよい（昭和46年10月18日46鉱局1077号）。

- 2 また、都道府県知事は、採石業者の登録を受けないで採石業を行った者、又は採取計画の認可を受けず、若しくは採取計画の遵守義務違反をした採石業者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第33条の13第2項）が、本条項に基づいては採取行為の停止を命ずることはできない。

第3 譲渡したたい積物等の管理

認可を受けた採石業者は、岩石採取に伴う廃土又は廃石のたい積物を他に譲渡し、又は放棄した後であっても、認可された採取計画に従って災害防止に関する措置を講じなければならない（法第33条の16）。

これは、岩石採取により発生する廃土・廃石のたい積物が往々にして災害発生の要因となることから、その所有権の帰属の如何を問わず、災害防止の見地から一次的に採石業者に管理業務を負わせているものである（昭和46年10月18日46鉱局1077号）。

第4 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令

都道府県知事は、岩石の採取を廃止した採石業者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ぜることができる（法第33条の17）。

採石災害は、残壁崩壊、土地の陥没・亀裂、廃土・廃石のたい積場の崩壊等一定時間の経過後発生する場合もあるので、廃止の日から2年間は採石業者に対し、災害防止命令を発動することができるようにしたものである。

第6章 災害防止のための監督及び命令

第7章 その他の規則

第1 標識の掲示等

採取計画の認可を受けた採石業者は、認可を受けた採石場の出入口等公道に面する、一般通行人や付近住民から見やすい場所に、施行規則第8条の19の規定による岩石採取標識を掲げなければならない（法第33条の15）。また、常時雇用する従業員の数が20人以下である場合又は自ら管理するウェブサイトを用意していない場合（施行規則第8条の19第4項）を除き、ウェブサイトへの掲載も行わなければならない。（施行規則第8条の19第3項）

標識は、原則として1採取場につき1つで良いが、採取場の面積が広大であるような場合には、適宜数個の標識を設けることとされている（昭和46年10月18日46鉱局1077号）。

標識の様式（施行規則様式第19）

← 100センチメートル以上 →	
岩石採取標識 氏名又は名称および法人にあっては、その代表者の住所・氏名	（岩石採取場およびその周辺の状況を示す見取図） （記載例）
事務所の名称、所在地および電話番号	
登録年月日および登録番号	
採取計画の認可年月日および認可番号	
採取をする岩石の種類および数量	
採取の期間	
掘採の方法および掘採をする土地の面積（平方メートル）	
岩石の採取のための火薬類の使用の有無	
岩石の採取のための機械の種類及び数	
業務管理者の氏名	
↑ 50センチメートル以上 ↓	

第2 帳簿の備付け等

採取計画の認可を受けた採石業者は、採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、施行規則第9条の2の規定により次の事項を記載し、2年間保存しなければならない（法第34条2）。

1 記載事項

- ① 岩石採取場ごとの1日当たりの岩石の採取実績

- ② 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
- ③ 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
- ④ 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置
- ③の「汚濁水の処理」とは、汚濁水の処理のため投入した薬品の種類及び量、排出する際の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等をいい、また、帳簿の形式は、カード式でもよいとされている（昭和46年10月18日鉱局1077号）。

2 帳簿の様式（例）

年 月 日（曜日）	天気		
記載者氏名		印	
1 岩石採取量 （1日当たりの岩石の採取実績）		トン	
2 業務管理者が岩石採取場において、岩石採取に従事する者を監督した日時及びその内容	① 日 時	時から	時まで
	② 監督の内容	時から	時まで
3 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置	① 廃土等の処理状況		
	② 採取跡の崩壊防止状況		
	③ その他災害防止措置		
4 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあっては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置	① 災害の状況		
	② 原因		
	③ 措置事項		

（備考）

- (1) この帳簿は、岩石採取場を管理する事務所ごとに備えなければならない。
- (2) この帳簿は、記載の日から2年間保存しなければならない。
- (3) 「汚濁水の処理」とは、汚濁水の処理のために投入した薬品の種類および量、排出する際の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等をいう。

第3 情報の共有

採石業の監督及び指導に関して、次のような場合は、総合支庁は、情報提供様式第1号により県庁に情報提供を行う。

- ① 災害が発生した場合
- ② 災害が発生する恐れがあると認められる状況にある場合
- ③ 採石法に違反する状況が発生した場合
- ④ 県民に大きな影響を及ぼすことが予想される場合

採石法施行事務に関して、採石法の解釈、運用等に関する意見照会を要する場合は、総合支庁は、情報提供様式第2号により県庁に意見照会を行う。

採石関係情報（第 報）	
情報提供年月日	年 月 日 時 分
情報提供者	
【件名】	
対象採石場	
業者名	
採石場所在地	
認可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
情報内容	
発生年月日	年 月 日 時 分頃
状況	
問題点	
今後の対応	
位置図等の添付	有 ・ 無

採石関係照会・回答	
照会年月日	年 月 日
照会者	
【件名】	
照会事項	
回答年月日	年 月 日
回答者	
回答	
関係条文	
資料の添付	有 ・ 無

(白紙)

(136～140ページ前半削除)

第4 採取場の立入検査

岩石採取に伴う災害発生の未然防止と災害防止に関する意識の向上を目的として、法第42条に基づき、岩石採取場又は事業所の立入検査を行うものである。本県では、下記のとおり立入検査実施要領を定め、検査方法の統一を図っている。

岩石採取場等立入検査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第42条の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施者)

第2条 立入検査を行う者は、知事の指定する職員とする。

(実施時期)

第3条 立入検査は適時行うこととする。

(対 象)

第4条 立入検査は、岩石採取場又は事務所において行うものとする。

(実施方法)

第5条 立入検査を実施するときは、必ず立入検査証を携帯し、関係人に呈示するものとする。

2 立入検査は、岩石採取場等立入検査表（様式第1号）（以下「検査表」という。）により実施するものとする。また、検査表の総合所見欄には、総括的な評価及び指導・指摘事項の中でも特に改善を要する事項を具体的に記載するものとする。

3 立入検査を実施するにあたっては、事業主又は業務管理者等責任のある者の立会いを求め、岩石採取場等立入検査表（様式第1号）に署名を求めるものとする。

(結果及び措置)

第6条 立入検査の結果、改善を必要とする事項があったときは、立入検査を受けた採石業者（以下「検査対象者」という。）に対し、改善すべき事項について、岩石採取場等立入検査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の通知をしたときは、指摘事項改善計画書（様式第3号）及び改善措置完了報告書（様式第4号）を提出させるものとする。

3 改善措置完了報告書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、指摘事項が改善されているか確認するものとする。ただし、指摘の内容により、その必要がないと認められる場合は、この限りではない。

(指導に応じない場合等の措置)

第7条 前条第2項の規定による指摘事項改善計画書（様式第3号）又は改善措置完了報告書（様式第4号）の提出がないとき及び指摘事項が改善されていないときは、採石法違反者措置要領に基づく必要な措置をとるものとする。

(報告)

第8条 立入検査の実施状況については、岩石採取場等立入検査結果通知書（様式第2号）の写しを添付の上、産業労働部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

岩石採取場等立入検査表

検査年月日	年 月 日
検査者職・氏名	
採石業者名	
採取場所在地	
事務所所在地(電話番号)	
業務管理者名	
指令番号・認可期間	指令 第 号 年 月 日～ 年 月 日
立会人職・氏名	(事業主・業務管理者・その他) (事業主・業務管理者・その他)

区分	番号	検査項目	評価	主な指導・指摘事項
採掘	1	採取区域	適・否	
	2	保全区域	適・否	
	3	採掘方法	適・否	
	4	ベンチの高さ・幅	適・否	
	5	法面・切羽	適・否	
	6	使用機械	適・否	
破砕	7	破砕・選別機械	適・否	
廃棄	8	堆積場の位置・面積	適・否	
	9	堆積場の管理状況	適・否	
土石	10	堆積場の土留施設	適・否	
災設	11	土地崩壊・落石等防止	適・否	
害及 防止 措置 設置	12	騒音防止	適・否	
	13	振動防止	適・否	
	14	粉塵防止	適・否	
	15	飛石防止	適・否	
	汚濁 水	16	排水路の位置・構造	適・否
17		排水路の管理状況	適・否	
18		沈殿池の位置・構造	適・否	
19		沈殿池の管理状況	適・否	
運搬	20	場内運搬経路・方法・管理	適・否	
搬出	21	搬出経路・方法・管理	適・否	
跡地	22	保全区域	適・否	
	23	残壁の整理	適・否	

区分	番号	検査項目	評価	主な指導・指摘事項
跡地	24	土砂・汚濁水流出防止	適・否	
	25	人に対する危険防止	適・否	
	26	構築物の処理	適・否	
	27	緑化	適・否	
その他	28	業務管理者	適・否	
	29	標識	適・否	
	30	法定帳簿	適・否	
	31	認可条件の遵守	適・否	
	32	場内整備	適・否	
	33	前回の立入検査における指導・改善事項は適正に履行されているか	適・否	
	34	その他の指導・指摘事項	適・否	
総合所見				

第 号
年 月 日

様

総合支庁長

岩石採取場等立入検査結果通知書

採石法（昭和25年法律第291号）第42条の規定により実施した立入検査の結果、改善等を要する事項がありますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 立入検査年月日 年 月 日
- 2 採取場所在地
- 3 採取計画の認可番号 指令 第 号
- 4 採取計画の認可年月日 年 月 日

5 番号	指導・指摘事項	具体的内容

- 6 (1) 上記の指導・指摘事項 については、指摘事項改善計画書を 年 月 日 まで提出し、改善措置完了後、速やかに改善措置完了報告書を提出すること。
- (2) 上記の指導・指摘事項 については、速やかに改善措置を講じ、 年 月 日 まで完了報告書を提出すること。

年 月 日

総合支庁長 殿

住 所
氏名又は名称

指 摘 事 項 改 善 計 画 書

年 月 日 第 号による指摘事項について、下記のとおり措置します。

記

- 1 採取場所在地
- 2 採取計画の認可番号 指令 第 号
- 3 採取計画の認可年月日 年 月 日
- 4 措置計画

番号	指導・指摘事項	改 善 計 画	措置完了予定年月日

- 5 添付書類（関係図面、工事工程表等）

年 月 日

総合支庁長 殿

住 所
氏名又は名称

改善措置完了報告書

年 月 日 第 号による指摘事項について、下記のとおり改善措置を完了しましたので報告します。

なお、今後はこのようなことのないよう十分注意するとともに、認可採取計画に従って採取を行うことを誓約します。

記

- 1 採取場所在地
- 2 採取計画の認可番号 指令 第 号
- 3 採取計画の認可年月日 年 月 日
- 4 措置完了事項

番号	指導・指摘事項	措置状況	措置完了年月日

- 5 添付書類（関係図面、写真等）

採石法違反者措置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）の違反者に対する措置を定めるものとする。

(措置方法)

第2条 法違反者に対しては、別表の措置基準により措置するものとする。ただし、法違反の内容及び情状により、別表の措置基準によることが適当でないと認めるときは、この基準によらないで措置することができる。

2 別表による措置は、措置基準欄の一次措置から行うこととし、法違反者がこれに従わないときは、二次措置以降の措置を順次行うものとする。ただし、重大な災害を発生させた者又は悪質な違反者に対しては、この限りでないものとする。

3 違反条項の複数に該当するときは、より重い措置基準によるものとする。

4 法に基づく登録の取消し、事業の全部又は一部の停止、認可の取消し又は採取の停止（法第33条の13第1項の規定による採取の停止を除く。）の処分は、聴聞の手続きを終えた後、本庁において行うものとする。

(措置の内容)

第3条 厳重注意・指導は、法に違反している事実を明確に指摘し、適法な手続き若しくは採取又は適切な措置について指導を行うものとする。

2 警告は、法に違反している事実を明確に指摘し、期限を定めて改善措置の結果を報告させ、また、これに従わない場合はさらに厳しい措置を行う旨を警告するものとする。

3 始末書は、法に違反している事実を明確に記載させるとともに、今後繰り返さない旨を記載させるものとする。

(告 発)

第4条 別表の措置基準の最高次の措置に従わないときは、告発（別表の違反条項欄中、9から14に該当するものは除く。）するものとする。

2 総合支庁において告発するときは、事前に産業労働部長に協議するものとする。

3 前項の協議の結果、告発することとなったときは、総合支庁長名で警察署長に対して行うものとする。

(通知及び報告)

第5条 産業労働部長は、第2条第4項に規定されている処分を行ったときは、各総合支庁長に通知するものとする。

2 総合支庁長は、法第33条の13の規定による処分を行ったときは、産業労働部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

違反条項	採取場の状況	措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
1 法第32条(登録)の規定に違反して無登録で採石業を行った者	1 災害が発生する恐れがない、又は少ない状況にある。	嚴重注意・指導 始末書徴収	警告 措置命令(法第33条の13第2項)		
	2 現に災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる状況にある。	警告 始末書徴収 措置命令(法第33条の13第2項)			
2 法第32条の10(登録の取消し等)の規定に該当する者					
(1) 第1項第1号に該当する者 (法第32条の4第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかの登録拒否事由に該当することとなった者)		登録の取消し			
(2) 第1項第2号に該当する者 (法第32条の4第1項第6号の業務管理者を2週間を超えておいていない者)		警告 始末書徴収	事業の全部又は一部 停止命令(原則3か月)	登録の取消し	
(3) 第1項第3号に該当する者 (法第32条の7第1項の登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者)		警告 始末書徴収	事業の全部又は一部 停止命令(原則3か月)	登録の取消し	
(4) 第1項第4号に該当する者 (法第33条の認可を受けずに採取を行った者)	1 災害が発生する恐れがない、又は少ない状況にある。	警告 始末書徴収 措置命令(法第33条の13第2項)	事業の全部又は一部 停止命令(原則3か月)	登録の取消し	
	2 現に災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる状況にある。	措置命令(法第33条の13第2項) 事業の全部停止命令 (原則6か月)	登録の取消し		
(5) 第1項第5号に該当する者 (法第33条の12の認可の取消しを受けた者)		登録の取消し			
(6) 第1項第6号に該当する者 (不正の手段により法第32条の登録を受けた者)		登録の取消し			

違反条項	採取場の状況	措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
3 法第33条の12（認可の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1号に該当する者 (法第33条の7第1項の認可の条件に違反した者)		警告 始末書徴収	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（原則3か月）	認可の取消し	
(2) 第2号に該当する者 (法第33条の8の遵守義務に違反した者)	1 災害が発生する恐れがない、又は少ない状況にある。	厳重注意・指導 始末書徴収	警告 措置命令（法第33条の13第2項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（原則3か月）	認可の取消し
	2 現に災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる状況にある。	警告 措置命令（法第33条の13第1項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第33条の13第1項）	認可の取消し	
(3)－① 第3号に該当する者 (法第33条の9の認可採取計画の変更命令に違反した者)		警告	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（原則3か月）	認可の取消し	
(3)－② 第3号に該当する者 (法第33条の13第1項の緊急措置命令又は採取の停止命令に違反した者)		認可の取消し			
(4) 第4号に該当する者 (不正の手段により法第33条の認可を受けた者)		認可の取消し			
4 法第33条の16（譲渡したたい積物等の管理）の規定に違反して、災害の防止に関する措置を講じなかった者		厳重注意・指導 始末書徴収	警告		
5 法第33条の17（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）の規定による命令に違反した者					
6 法第34条の2（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者					

違反条項	採取場の状況	措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
7 法第42条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者		嚴重注意・指導 始末書徴収	警告		
8 法第42条第1項（報告又は検査）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者					
9 法第32条の5第3項（登録行政庁の変更の場合における経過措置等）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		嚴重注意・指導 始末書徴収	警告	規定に違反した者の 住所地の地方裁判所に 過料事件に係る申立て を行なう。（非訟事件 手続法第8条、第9条 及び第206条）	
10 法第32条の6第3項（承継）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
11 法第32条の8（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
12 法第33条の5第4項（変更の認可等）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
13 法第33条の10（休止及び廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
14 法第33条の15（標識の掲示）の規定に違反した者					

第5 採石法関係手続きに要する手数料（法第40条、山形県手数料条例）

納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
1 法第9条第1項の規定による許可の申請をする者	1件につき 61,500円	1件につき 60,300円
2 法第12条の規定による決定の申請をする者	1件につき 53,400円	1件につき 51,400円
3 法第28条の規定による決定の申請をする者	1件につき 61,500円	1件につき 59,500円
4 法第32条の都道府県知事の登録を受けようとする者	1件につき 18,000円	—
5 業務管理者試験を受けようとする者	1件につき 8,100円	—
6 法第32条の4第1項第6号ロの規定による認定を受けようとする者	1件につき 6,700円	—
7 法第33条の認可を受けようとする者	1件につき 52,000円	—
8 法第33条の5第1項の規定による変更の認可を受けようとする者	1件につき 33,000円	—
9 法第34条の第2項の規定による決定の申請をする者	1件につき 43,500円	1件につき 42,300円
10 法第36条第1項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	1件につき 61,500円	1件につき 60,300円

（令和元年10月1日から施行）